

令和2年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第7号	飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
第3	議案第8号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第9号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第10号	飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第11号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第12号	飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について
第8	議案第13号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第9	議案第14号	飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について
第10	議案第15号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第12	議案第17号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について
第13	議案第18号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案第19号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第15	議案第20号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
第16	議案第21号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第17	議案第22号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第18	議案第23号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
第19	議案第24号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第20	議案第25号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第26号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
第22	議案第27号	松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
第23	議案第28号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第24	議案第29号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第25	議案第30号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
第26	議案第31号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について
第27	議案第32号	飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について
第28	議案第33号	飛騨市家畜診療所設置条例について
第29	議案第34号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について
第30	議案第35号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第31	議案第36号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第32	議案第37号	飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
第33	議案第38号	市道路線の廃止について
第34	議案第39号	市道路線の認定について
第35	議案第40号	飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について
第36	議案第41号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第37	議案第42号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第38	議案第43号	令和2年度飛騨市一般会計予算
第39	議案第44号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第40	議案第45号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第41	議案第46号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算
第42	議案第47号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第43	議案第48号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第44	議案第49号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第45	議案第50号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第46	議案第51号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第47	議案第52号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第48	議案第53号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計予算
第49	議案第54号	令和2年度飛騨市給食費特別会計予算
第50	議案第55号	令和2年度飛騨市水道事業会計予算
第51	議案第56号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第52	議案第57号	飛騨市犯罪被害者等支援条例について
第53		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第7号	飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第8号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第9号	飛騨市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第10号	飛騨市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第11号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第12号	飛騨市総合政策審議会設置条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第13号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第9	議案第14号	飛騨市障がいのある人もない人も安心して共に暮らせるまちづくり条例について
日程第10	議案第15号	飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第16号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第17号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について
日程第13	議案第18号	飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第19号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第20号	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第21号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第22号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第23号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第24号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第25号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第26号	飛騨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第27号	松ヶ丘公園斎場の使用に係る事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第23	議案第28号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第29号	飛騨市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第30号	飛騨市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第31号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例について
日程第27	議案第32号	飛騨市林業・木工技術者育成確保推進基金条例について
日程第28	議案第33号	飛騨市家畜診療所設置条例について
日程第29	議案第34号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例について
日程第30	議案第35号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

日程第31	議案第36号	飛騨市県営中山間地域総合整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第37号	飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第38号	市道路線の廃止について
日程第34	議案第39号	市道路線の認定について
日程第35	議案第40号	飛騨市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第36	議案第41号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第37	議案第42号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第38	議案第43号	令和2年度飛騨市一般会計予算
日程第39	議案第44号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第40	議案第45号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第41	議案第46号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第42	議案第47号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第43	議案第48号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第44	議案第49号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第45	議案第50号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第46	議案第51号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第47	議案第52号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第48	議案第53号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第49	議案第54号	令和2年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第50	議案第55号	令和2年度飛騨市水道事業会計予算
日程第51	議案第56号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第52	議案第57号	飛騨市犯罪被害者等支援条例について
日程第53		一般質問

○出席議員（１３名）

１番	小笠原美保子
２番	水上雅廣
３番	谷口敬信
４番	上ヶ吹豊孝
５番	井端浩二
６番	澤史朗
７番	住田清美
８番	徳島純次
９番	前川文博
１０番	野村勝憲
１１番	籠山恵美子
１２番	高原邦子
１３番	葛谷寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 宏
教育長	沖 畑 康 子
代表監査委員	福 田 幸 博
理事兼企画部長	御手洗裕己
会計管理者	十松昭利
総務部長	泉原 英
市民福祉部長	柚 原 匡
環境水道部長	大坪 達 誠
農林部長	青 垣 俊 也
商工観光部長	清 水 司
基盤整備部長	青木 孝 貢
病院管理室長	佐藤 直 則
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 樹
消防長	中 畑 和 之
宮川振興事務所長	田ノ下 嘉 明
財政課長	洞 口 廣 之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 11 番、籠山議員、12 番、高原議員を指名いたします。

◆答弁訂正の発言

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、農林部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

青垣農林部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長（青垣俊司）

昨日の一般質問の答弁の中で一部訂正がございますので、ご報告申し上げます。野村議員のご質問に対する答弁の中で、農畜産物の販売額を 2 億 2,470 万円。内訳として、農産物を 1 億 927 万円、畜産を 1 億 1,543 万円と申し上げましたが、いずれも販売額の資料の数字を一桁読み誤っておりました。正しくは農畜産物が 22 億 4,700 万円、農産物 10 億 9,300 万円、畜産、11 億 5,400 万円でございます。

なお前年度からの増減比率につきましては、昨日申し上げたとおりでございます。お詫びして訂正を申し上げます。

◆日程第 2 議案第 7 号 飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例について
から

日程第 52 議案第 57 号 飛騨市犯罪被害者等支援条例について

日程第 53 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 7 号、飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例についてから日程第 52、議案第 57 号、飛騨市犯罪被害者等支援条例までの 51 案件につきましては、会議規則第 35 条の規定により一括として議題といたします。51 案件の質疑とあわせて、こ

れより日程第53、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長の許可を受けましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。新人ではありますが、年齢では上から5番目と判明いたしました高齢新人であります。同級生からはこの歳になって、「新人1年生」と言われるのはうらやましいと激励され、ここに立っております。私も7月で前期高齢者になりますが、それでこの質問をするわけではありませんが、本題に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番目の介護の2025年問題について。いわゆる2025年には、団塊の世代といわれる、1947年から1949年、昭和22年から昭和24年生まれの方が後期高齢者最終年となります。2015年に厚労省が発表した認知症を患う人が2025年には700万人を超えると予測されています。これは65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症になる計算です。データから見ると要介護・要支援になるリスクは75歳から上昇し、85歳から89歳では半数が要介護の認定を受けるそうです。2025年には単純に高齢者が増えるだけでなく、介護が必要な高齢者が増えるといえます。ちょうど我々の年代の親がまさに90歳を少し超えた年齢です。そこで耳にするのがやはり認知症を患い施設入所を希望していますが、飛騨市では何十人待ちとか何年待ちと言われ、高山市や富山市まで聞きますが、なかなか入所困難と聞きます。これは全国的に介護業界も慢性的な人手不足です。飛騨市も介護職員の確保には努力されているとお聞きしていますが、その現状について伺います。

1番目、介護が必要な人数について。現在飛騨市在住の75歳から95歳を100とした場合、2025年時点の75歳から95歳の高齢者の割合はどのようになりますか。

2番目、介護が必要な介護職員数について。統計によると、2025年度に必要な介護人材は全国で245万人となり、2016年度の約190万人に加え約55万人、年間6万人程度の介護人材が必要になります。飛騨市においては、今後確保しなければならない介護職員数はどのようにお考えですか。

3番目、介護職員の確保の対策について。2025年問題は単年度で終わる話ではありません。今からどのような対策で介護人材を確保されるのかをお伺いいたします。

4番目、介護施設の建設について。今後介護人材も介護施設も不足すると思われますが、介護施設の建設予定はありますか。

5番目、介護のお世話にならないための取り組みについて。我々の思いは医療施設・介護施設に頼ることなく、生涯現役で迎えたいと考えております。これはよく言われるピンピンコロリで終わればよいのですが、なかなかそんな運のいい人は滅多におりません。そうした中で、先般市長の総合政策指針の中に減塩推進もその一環だと思いますが、高齢者に限らず、どのような健康対策を考えているか。お聞きいたします。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の介護が必要な人数についてお答えします。飛騨市の現在と2025年の75歳から95歳までの人口増加の割合は、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年度公表の推計でお答えします。年齢の区分がご質問と少し異なりますが、75歳以上人口で、2020年10月が5,294人、2025年10月では5,586人となっています。2020年を100とした場合では、2025年は105.5となり、5.5パーセント増加するという推計になっております。

2点目の確保が必要な介護職員数については、飛騨市における今後必要な介護職員数については、市独自に推計はしていませんが、平成29年度の第7期介護保険事業計画策定時に、国から示された「介護人材受給推計ワークシート」に基づいて、推計をしました。

そのワークシートによると、2020年時と2025年時の比較では、22人の介護職員の増加が必要という結果になっています。

医療機関や介護保険施設で働いている方が高齢化しており、新規採用や退職された方の補充が困難な状況を考えると、この22人の増員が必要という数字は、大変厳しい数と捉えています。

次に3点目の介護職員の確保についてお答えします。介護人材確保については、市としてもとくに力を入れて取り組んでいます。平成28年度から、介護職不足で苦しむ事業所の方と頻繁に情報交換を行い、共に考えたアイデアをスピード感をもって施策化し、随時見直しを行ってきました。

また、施策全体を俯瞰し、緊急的対策から長期的対策まで時間軸を整理し、市内からの人材掘り起こし、外部からの人材流入、介護現場の効率化・魅力化、工夫した求人の取り組み、資格取得の支援、助け合い人材の確保など、あらゆる視点から取り組んでいます。

最も危機的であった特別養護老人ホームやショートステイの介護職員不足は、市内の施設で最も多い時期には、特養で35床、ショートステイで5床まで入所・利用制限が進んでいました、介護支援機器や介護ロボット等の導入による介護の効率化とそれぞれ施設での人材の確保のご努力により、1年半ほど前に何とか満床稼働にこぎつけることができました。

しかし、人材不足の危機的な状況は変わっていないため、こうした取り組みは、今後も一切手を緩めることなく、拡充してまいります。

とくに神岡町では、高齢化率が45パーセントを超えており、働いている介護職員の高齢化が顕著となっています。古川町の社会福祉法人飛騨古川では、高山市からの勤務者が見込めることもあって、60歳以上の介護職の割合は5パーセントに満たない状況にあるのに対し、神岡町の社会福祉法人神東会では、60歳以上の介護職の割合が30パーセ

ントを超えております。

また、神岡町では、地理的な要因で、古川町や高山市等の他の地域から働いていただける方を掘り起こしづらいという事情もありますので、とくに外部から人を確保するため、U I ターンによる人材確保や外国人介護人材の確保の施策を展開しています。

とくに外国人介護人材については、4年前に外国人介護人材確保の方法を知るところから取り組みはじめ、3年前からたんぼぼ苑が実際に獲得へチャレンジをし、2回の失敗を経て、今年度、一気に7人の外国人が、たんぼぼ苑で働く内定を得るに至り、次年度より順次現場に入ることになっています。

これからも、外国人介護人材はもとより、施設と課題を共有して、人材確保にさらに取り組んでいきたいと考えています。

4点目の介護施設の建設についてお答えします。介護施設は、働いていただける介護職員がいないと運営はできません。介護職が容易に確保できない状況で、無理をして施設を増やすと、介護職の流動化を招き、現在勤めている介護事業所から新しい介護事業所に介護職が流出し、共倒れを招くことも考えられ、リスクが大きいと感じております。

働きやすい環境が継続できる職員数を介護事業所が確保できることが、サービス提供体制の維持に欠かせないと考えており、この維持という考え方が、今後の大きな流れになると考えております。

次年度策定します第8期介護保険事業計画においては、こうした方向性を提示しながら議論を進めていきたいと考えています。

介護サービス不足については、地域包括ケア体制の強化を進め、重度になっても自宅で生活できる「在宅介護の限界点を上げる」取り組みを、今以上に進めていくことで対応したいと考えています。

ホームヘルプサービスのような在宅サービスは、介護施設のように一気に多くの介護人材を揃えないと開設できないというものではなく、少人数でも増員できれば、確実にサービスの拡充が図れます。

また、専門職が行っている業務のうち、生活支援的な専門性の低い業務をボランティア等に担ってもらい、専門職は身体介護等に専念していただくことも介護職員確保に通じます。そのためにも、現在も行っている支え合いヘルパーや介護支援ボランティアなどの拡充に努めていきながら、人材確保とサービスの確保を両面的に進めていきたいと考えています。

最後に介護のお世話にならないための取り組みについてお答えします。議員ご指摘のとおり、医療や介護を要しない人生の期間、いわゆる健康寿命を延長することが最も重要なことと考えています。

市民の皆さんが「自分の健康は自分で守る」という意識をより高めていただき、それが実際の行動に結びつけていただける環境づくりや正しい知識の普及啓発の取り組みを進めていく予定です。

令和２年度の予算案において、減塩プロジェクトをはじめ、口腔ケアの推進、まめとく健康ポイント、健康まちづくりマイスター養成、高齢者リハビリ元気推進プロジェクト、フレイル予防、認知症予防、介護予防、ウォーキング、軽スポーツの充実等、さまざまな施策により市民の皆さんに正しい知識のもとで健康につながる行動を喚起していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○４番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。私の資料では全国的に見ますと、７５歳から９５歳の全国的平均でいきますと、かなり多いですが、飛騨市の場合、思ったより１０５パーセントということで、少なく感じました。たしかに、５．５パーセントの増ですが２２人。今でも介護職員が足りなくて入所できない状態で２２人と言いますけども、またそれにプラス２２人ということは、いま以上に入所が困難になると思います。それで毎年採用されていると思うんですが、逆に退職される方も定年退職とか辞職される方もいると思いますが、そういった離職理由を把握されているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

あの神東会の例になりますが、若い職員が入っていただくと、やはり妊娠とかで休業されるということで、介護される方が現場から離れられるということをお聞きしております。それで今産休明けの復帰というものもある程度、将来的には人は確保できるんですけども、７０歳に近い方も今働いていらっしゃるということで、それらの方がやはり体力の限界とかで、もう辞めたいということと言われると、補充が難しいということが出てくると思います。先ほども６０歳以上の方が３割ということで、説明をさせていただきましたが、本当に神岡町のたかはらであったり、神東会であったり、市民病院であったり、非常に高齢の方ががんばって働いていらっしゃる現状がありますので、とくに神岡町については心配をしておりますし、力を入れて確保に努めていかなければならないという認識であります。

○４番（上ヶ吹豊孝）

今は、高齢者の方の辞職ということでしたが、若い方でも退職される方がみえたら、その何か条件面、環境面、労働環境面での不具合はなかったのでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

給与面で古川町のほうの施設がいいということで、辞められた方が何人か神岡町の施設でいらっしゃいました。それで今年度の１０月から処遇改善加算っていうのが行われ

て施設で長期に勤めていらっしゃる方の給与ベースがかなり改善されたということで伺っております。その改善の効果で、古川のほうの給与ベースとはあまり遜色がなくなったというようなこともお聞きしておりますので、給与的面では、国の処遇改善加算を使った処遇の向上は図られていると思います。過去においては、低いというのが状況があったというふうに思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはりこの問題は、飛騨市ばかりの問題じゃなくて、日本中の問題だと思います。やはり飛騨市に確保するということは、それなりの給与面だとか労働環境、そういったものをアピールしていかないとなかなか飛騨市で働いていただけないと思いますので、そのへんを十分考えて何とか飛騨市にたくさんの介護職員の方が働いていただけるように努力していただきたいと思います。

その次に外国人登用の件なんですが、経済連携協定EPAですか、これは現在インドネシア・フィリピン・ベトナムの3カ国とEPAの介護・看護師を受け入れているそうですが、これを受け入れるには、4年間という長い期間を要するんですよね。それで、それににかかる費用は1人当たり4年間で700万円ほどかかるという情報があるのですが、今、飛騨市のほうで7人というふうにおっしゃいましたけれども、そのかかる費用はどこが負担するようになっているかがわかればお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます

□市民福祉部長（柚原誠）

1人、700万円という金額は、ちょっと私どもがお聞きしていた金額とちょっとかけ離れていますが、例えば今行っているものとしては、外国に行っていただいて職員の方が面接をするというような旅費の補助とか、あと外国人の方が日本で住まれるときの家賃の補助とか、そういうものを予定しております。あと施設側の方では、指導する職員を新たに増やさなければならぬようなときは、その指導する職員の賃金の補助をするとかそのような対応して支援をしていくというような予定をしております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

金額の話は、私が調べたには、要はまず外国人の方が半年ほど日本語学校へ通う費用だとか、日本へ渡航するいろいろな手続きの費用だとか、今度日本へ来て働く4年間の生活支援だとか、そういったことを補助するということで、700万円というふうにあったんですが、そこはあまり細かい数字はいいと思うんですが。

実はやはりどうしても日本の介護職員の方がいないということは、やはり海外のどんな企業でもそうですけども、外国の人材に頼ることになると思うんですが、この4年間、滞在して実習して、それで4年目に介護試験を受けるわけなんですけど、これ1回しかチャンスないんですよね。そうすると、その国家試験に合格しないと、もう帰国しなければならないということなんです。そうするとせっかく4年間現場で実習して、試験に落ちたら

もう帰って来れないと。そういったことで私、こういった緊急のときは外国人の方の力も借りないといけないと思うんですが、やはり最終的には日本の方の介護職員のほうがとくに飛騨市の場合は、方言もありますので、なかなか外国人の方がお年寄りの方の方言を理解して会話ができると思いませんので、そのへんをご考慮いただきたいと思います。

それであともう1つは、今インドネシア・フィリピン・ベトナムの方がEPAで受け入れをしているんですが、これは今度は世界的な問題になって、やはりどうしてもあの介護試験は漢字、日本語は難しい。そういったことで、例えばフィリピンの場合は、公用語が英語ですので、ヨーロッパの先進国、今はアメリカ・カナダのほうに流れているそうです。そうしたことで、やはり今後ますます外国の方の採用が難しくなってくると思いますので、そのへんも考慮していただきいただきたいと思います。

あと私もう1つ心配しているのは、中国も今後超高齢化社会というふうに聞いております。そうすると、お金に物を言わせて今度中国へ逆に日本の方が流れるんじゃないかという、そういった心配もありますので、そのへんの歯止めもこれは飛騨市ばかりじゃなくて、日本の問題だと思いますが、そのへんもお考えいただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。非常電源設備について。近年、飛騨市においても、数十年に一度といわれる集中豪雨が頻発して、国道41号、国道360号、国道471号が通行止めになることがあり、市民生活に大きな不安が出ています。万が一、大規模停電が発生した場合、各庁舎の電源喪失は電話や通信設備が不通になり、市民に災害情報をリアルタイムで伝えられないことはとても不安を増すことと感じます。ただ数年に一度や数十年に一度、ましてや一度もないかもしれない停電に1億2,000万円をかける根拠についてお伺いいたします。

1つ目、各庁舎の電源バックアップする範囲・規模について。各庁舎すべてを非常電源でバックアップするとは思いますが、範囲・規模はどのように検討しているかお伺いいたします。非常電源を稼働しようとしている停電時間の目安、また過去20年間に1日以上、各庁舎が停電したことはあるのかもお伺いいたします。

2つ目、設置場所について。大規模発電機になると建屋建設が必要になると思います。土地の確保や夜間運転の場合、近隣住宅の騒音も心配されます。また発電機燃料の保管場所も必要になると思いますが、各庁舎内での備蓄場所の確保は問題ないのでしょうか。

以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

非常電源設備についてお答えいたします。はじめに、各庁舎の電源バックアップする範囲についてお答えします。近年、全国各地で停電を伴う大規模な災害が多発しており、昨年9月に千葉県を直撃した台風15号では、強風によって電柱や鉄塔が倒壊するなどし

て、広範囲で停電が発生し、地域によっては2週間近くも停電の状態が続き、市民生活に大きな影響を与えたことは記憶に新しいところです。

当市における最近の実績でも、昨年10月の台風19号接近時、一昨年9月の台風21号接近時、同じく7月の豪雨災害時に市内各所で半日以上の停電が発生しており、市役所においても万全の態勢をとる必要があります。

しかし、当市ではこれまで河合振興事務所をのぞく各庁舎に、停電時に一般電力を供給するための自家発電設備が設置されておらず、あらゆる情報収集や伝達などに用いる各種機器に電力が不可欠な時代にあって、停電発生時における危機管理体制に不十分な部分があったことは否めません。

そこで、今回、災害時に各庁舎で停電が発生しても、災害対策本部や支部としての機能を継続運営するため、あるいは市民への情報伝達を行うためなどに必要となる最小限の範囲に電力を供給することを前提として検討を行いました。

具体的には、災害対策本部等を運営するためのスペースの照明器具や、コピー機、テレビ、パソコン等を使用するための電源コンセント、サーバー室内に設置されている庁舎間の通信を行うためのシステムや市ケーブルテレビ関係などの各種サーバー機器など、電話交換機や防災無線放送設備用の電源コンセント、また、市民の携帯電話充電等への開放も想定して、ロビーの電源コンセント等への給電も想定しています。

次に、非常電源を稼働しようとしている停電時間の目安についてですが、停電の復旧に要する時間に関しては、原因となった被害の規模や場所などによりケースバイケースになります。

その中で、今回の整備計画においては、庁舎ごとに必要と見込まれる電気容量に応じて導入する自家発電設備の規模も異なるものの、基本的な考え方として、夜間の停電も想定して12時間程度は連続運転ができることを前提に発電機や燃料タンクの規格を決定しています。

なお、過去20年間に各庁舎において1日以上にわたって停電状態が継続した実績はございません。

次に自家発電機の設置場所についてお答えします。

今回整備を計画している自家発電機の設置場所については、本庁舎は屋上、神岡振興事務所は庁舎北側車寄せ横の植栽帯付近、宮川振興事務所は庁舎裏、河合振興事務所は庁舎裏にある既存建屋内を想定しています。

発電機運転に伴う騒音等については、騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例の規定を遵守する必要があるため、今回の計画に当たっては、超低騒音型もしくは低騒音型の機器を選定するとともに、屋外設置型のものにあつては、建屋を設けなくても昼間及び夜間における基準値をクリアできる設置位置を検討のうえ設計を行っております。

また、大量の燃料備蓄については、大型の保管施設が必要となることや長期保存による変質の問題もあることから、岐阜県石油商業協同組合飛騨支部と締結している「災害時に

おける石油等燃料供給に関する協定」に基づき、必要時には優先的に供給いただけることを前提として、各発電機の燃料タンク満タンのみの備蓄量とし、それ以上の予備的な備蓄は考えておりません。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○４番（上ヶ吹豊孝）

今本庁含めて４つですか、そのわかれば、発電機の容量、キロワットでも負荷率でもあわせてお聞きしたいのですが。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

はい、お答えします。本庁舎が２２０キロボルトアンペア、河合振興事務所が２７キロボルトアンペア、宮川振興事務所が１６キロボルトアンペア、神岡振興事務所が５０キロボルトアンペアを想定しております。

○４番（上ヶ吹豊孝）

あの先ほどバックアップする対象がシステムサーバー、その他照明いろいろあると思うんですが、今回導入されるこの２００ＶＡから２７ＶＡ、１６ＶＡ、５０ＶＡいった負荷率は、どの程度を見込んでいるのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

負荷率まではちょっと今ここには持ってきておりませんが、あの先ほどお答えしました１２時間程度しっかり運転ができて燃料の供給はそれ以降で大丈夫というようなことで、燃料投入を計画しておりますし、それぞれの計画しております電気機器の全体を総計しまして、計算してあるというふうに考えております。

○４番（上ヶ吹豊孝）

実は私心配しているのは、３月１６日の補正予算の説明で、老人施設のたしか「和（なごみ）」というふうに聞いたんですが、自家発電機を設置されて、これは同じそのディーゼル発電機かどうかはわかりませんが、負荷率が２５パーセントというふうに聞いたんですが、こういった発電機は、軽負荷運転すると故障につながるということで、私、この２５パーセントの負荷ならもう１ランク下げても良かったんじゃないかというふうに思ったものですから、今、この４庁舎の負荷率を聞きました。それで、あまりにも今対象となっている負荷が低ければ、負荷率のことも検討してあまり大きくない設備でお願いしたいと思います。それと河合は既存の発電機のリプレースということなんですが、あと３カ所は、発電機の建屋は設けないということなんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

建屋を設けるような計画にはなっておりません。

○４番（上ヶ吹豊孝）

私冒頭にも言いましたけども、これってその一生使わないかも知れませんよね。それとくに神岡・河合・宮川・古川にしても雪が降るわけなんですけど、これはあくまでも機械なので、その本当にその何年も何十年もさらしにしても大丈夫なものなんでしょうか。それと冬の場合は、突発のとき除雪等が要りますけれども、その対応は大丈夫なんでしょうか。お伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

設計委託をして設計してあるんですけれども、いろんなリスクを考慮して設計してあると思いますし、除雪等については、人的にやらなくてはいけない場合もあるかもしれませんけれども、そのへんは検討してあるというふうに考えております。

○４番（上ヶ吹豊孝）

わかりました。それとあと聞きたいのは、今２０年間に１度も１日の停電はないということでしたけれども、やはり部長が答弁されたように、昨年の千葉県の大災害。これは、変電所からの鉄塔が倒壊するという、そういったことで２週間も３週間も止まったと思います。恐らくこの状況を踏まえて、今回飛騨市も導入されるということだと思いますが、今１日も停電ないということで、今後異常気象が発生することで、そういったことも懸念されますので、導入はいいと思うのですが、少し私が心配しているのは、役所ばかり電気が入っても、やはり避難する体育館だとか公民館に電気がなかったら何も情報が入ってこないということもあります。そういったことで電力会社さんは、飛騨市は３社、たしか入っていると思います。それがすべて停電すると思いませんので、各公民館なり体育館の避難場所にやはり持ち運べる可搬ができる発電機を購入してですね、そういった場所に夏は熱中症の心配もありますので、スポットクーラーだとかそういった冷房設備、冬は逆に言うと、あの寒くて避難できないということもありますので、やっぱりファンヒーター等の設備が要ると思います。そういったことで、この中に数台、可搬の発電機を設けていただいて、そういった避難場所に対応することもお考えでしょうか。お願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

避難場所の可搬の発電機につきましては、防災倉庫等にも準備しておりますし、各公民館等へも順次配置するような方向で防災の予算でやっておりますので、今回の予算の中では配置はしませんけれども、そちらのほうは別途考えていきたいというふうに思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

よくわかりました。次の質問に移ります。3番目、山田防災ダムの貯水量について。昭和63年に竣工した山田防災ダムは、建設から30年以上を経過しています。気になるのは土砂の堆積です。上流には土砂が堆積し雑木が生い茂っています。本来の防災ダムとしての役割が果たしているかをお伺いいたします。

1つ目、土砂の堆積について。山田湖を車で通行するたびに土砂で中州ができ、雑木が生い茂っています。本来の貯水量は竣工当時と比べて何割程度でしょうか。

2つ目、土砂の撤去周辺整備計画について。ダム放水はゲートもなく越流方式洪水吐です。そうした場合、中洲の木や雑草、それにダム周辺の倒木で越流箇所、スクリーンがふさがり、ダム周辺道路の冠水または鉄砲水を誘発しないか心配です。今後土砂の撤去やダム周辺の雑木の伐採等の計画はあるのかを伺いたいです。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、山田防災ダムの貯水量についてお答えいたします。

まず1点目の土砂の堆積についてですが、山田防災ダムについては「飛騨市山田防災ダム管理条例及び管理規則」に基づき、竣工時より維持管理を実施しているところであります。

土砂の堆積については、管理規則の中で定められており、貯水池の堆砂高はダム水面から水深を計測することにより、流入した堆砂量の状況確認を実施しております。昨年8月の測定では、計画堆砂面717.5メートルに対して、現況の堆砂面は714.47メートルとなっております。約3メートルの余裕があることを確認しております。また、平成30年度に実施した調査においても、計画堆砂量15万立米に対し、現在堆砂量は7万立米と推定され、約53パーセント程度の余裕があることが確認されています。

貯水量は竣工当時と比べて何割程度かとのことですが、竣工当時の堆砂がゼロであったとすれば、総貯水量124万6,000立米を100パーセントとした場合、現在堆砂量が7万立米を差し引きますと、約94パーセントとなります。しかし、計画堆砂量に対しては余裕があることから、有効貯水量109万6,000立米に対して問題はなく、現在のところ喫緊な状況ではないと考えております。今後も引き続き毎年の計測を行い、管理してまいりたいと思っております。

2点目の土砂の撤去やダム周辺の整備計画についてお答えします。本ダムは高さごとに設置した4つのゲートで放流量を制御しています。計画の常時貯水位の717.5メートルを維持しています。また、ゲート部取水口には、異物の流入を防ぐためのスクリーンが設置してあります。

例年、出水期後にはスクリーンにたまった流木等の堆積状況を確認して撤去作業を実

施しております。異常出水の際にも状況を確認しながら必要に応じて撤去を行うということになっています。

道路の冠水等が心配されるということですが、ダム湖内の遊歩道についてはもともと湛水地内に設置されているもので、増水時には冠水することを前提に設置されています。

また、周辺の管理道や堤体上部の管理道、県道は貯水能力を超える流入がない限り冠水しない高さとなっています。

議員ご指摘のとおり、ダム湖内の中州の雑木や雑草は年々大きくなっている状況でありますので、日常の巡視をもとに必要に応じて、土砂の撤去や伐採など適正な維持管理を実施してまいりたいと考えています。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。あの少し聞き漏らしたんですが、要は今のこの土砂の堆積は、想定内の堆積という理解でよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

はい、今のダムの中には、もともと堆砂するというので、先ほど申し上げました15万立米はですね、もともとそこまで溜まるような設計になっていますので、それに対して今、7万立米ということです。今後、この数字に近づいた場合なのか、超える前の段階ではいずれにしてもやらなければいけません、やりたいと考えていますし、平成16年の災害豪雨のときも一部ダムのタンブのほうではないですけど、上流弾で溜まった土等の撤去については一度実施しております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。私が心配しているのは、先ほど部長が答弁されましたけど、災害時にこの雑草とか流木が流れて、随時撤去すると言われましたけど、大雨降ったときに本当にスクリーンの掃除ができるかという心配をしているわけです。せめて土砂はいいとしても、雑草と雑木の撤去をしないとそのスクリーンに災害時詰まってですね、結局鉄砲水が出てっていう心配があります。それで2、3年前に大雨のときに川西地区が避難指示が出て避難されたということがありますが、ひょっとしたら私それは、このスクリーンに多くの雑草とか木が詰まって、そういった急激な放水がされたんじゃないかというのを懸念してるんですが、それはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

あのダム湖内はですね、流速は非常に落ちる部分になると思います。それより上流の部分での河川部分での流速が早いと思いますので、そちらのほうで倒木それから木の雑木

等が流れてくる1番動く木というのは、たぶんそちらのほうになろうかと思います。ただしダム湖内のやつも動かないということではありませんので、やらなければいけないということです。災害時に撤去するのではなく、1年間の様子を見ながらある程度溜まってくると撤去する。それから異常出水の後にはまた撤去するというふうに対応しますので、よろしくお願いします。それからの水の量については、先ほども述べましたが4カ所のゲートで順次やっていっていますので、スクリーン全面が潰されない限り、水が常に流れていきますのでよろしくお願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはり今の山田防災ダムは、各支流がありますよね。それで各もとの集落から流れてくる川が結構大きい川で、相当の流入があると思います。そういったことで今部長はダムはあまり大きな流れはないと言いますが、結局その中洲の土砂は、そんなに堅固な土砂じゃないので、流れてきた水でその中洲の木が倒れて、それで時間が経って、そのスクリーンを塞ぐと、そういったことが心配されるので、その事前にやることは当然なんです。やはり豪雨というのは何日も続くことがありますので、そういったときにやはり心配されるのが、その流木がスクリーンに詰まるということ私は心配しているので、そのへんちょっともう少しお聞きたいのですが。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます

□基盤整備部長（青木孝則）

近年の災害というのは、本当に前は1時間とか2時間でだいたい降り終わるという災害が多かったのですが、平成30年度も災害につきましても、その一箇所にとまって、何時間も停まって、非常に水を出すということで、規模が本当にひどいものが出てくるという状況になってきますので、現地のほうもまた随時確認しながら雑木等の除去も今後の視野に入れながら検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはり豪雨のときに作業の方がそのスクリーンの掃除をするというのが大変で、安全にも十分気をつけていただいて作業していただきたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、高原議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

資料使用はないそうです。失礼しました。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

質問のお許しを得ましたので、質問させていただきます。令和2年度の当初予算は、議会でも指摘されたことが組み込まれておりまして、従前どおりの予算要求ではなくて、何かしら工夫がとられているものではないと認めないというそういった市長の思いが見てとれるとても良いものであると思います。

私はもう今回の選挙を通じまして、いろんな市民の方々とお話をし、そして多くのことに気づかされました。それは、市民は市政のことをあまり知らない。言葉を代えて言うならば、市政に興味がないということであります。しかし、また身近ことには、とても敏感であるということです。市長のSNSを見ている人は、市政の動きに理解がありますが、そうでない方々は全く知らないのが現状でありました。

またSNSを見ている人の中にもですね、なんか目に見えるような成果あったか。都竹市政のことをそのように厳しい疑問を持って見ている人もいらっしゃいました。そこで、今回は個々の事例を挙げながら所信表明で示されました市長の考えている弱い立場の方の支援、そして暮らしの質の充実とは、そしてまたどうしたら市民に市政が見えてくるのかも深めていければと思っております。

まずはじめにコロナショックへの経済動向・雇用関係の対処方法はということであります。このことに関しましては、月曜日の補正予算とそして昨日の小笠原議員・籠山議員・住田議員と、そのいろいろな質問をいろんな角度でされていますので、皆さんまたかと思うかもしれませんが、私は経済動向雇用の関係ということでお聞きいたします。

本当にコロナショックは出口が見えておりません。日本全国だったのが、今や世界を巻き込んでおります。経済面がとても心配であります。商工観光部は、市内の状況をしっかり把握しているのか。利子の補給とか借り入れのそういったことは市長のフェイスブック等と見て書いてありましたけれども、貸し手は金融機関なんですね。それぞれやはり企業をやっていると既存の負債もあります。要はすんなりと貸し出しを金融機関が認めるかなということを考えざるを得ません。金融機関と市はどのような交渉をして話しているのか。そして政府の方針もこういった経済のことに対してまだなかなかとその都度その都度で本当に出されていなくて、対処しづらい点は理解しますし、市長は政府が出してくるよりも前にできることはやると本当に昨日一昨日そのようなことをおっしゃっていて本当にありがたいなと私は思っております。

迅速な対応が肝要なんですね。これまた雇用関係にも波及が予想される事態であります。すぐに対応できる準備はできているのかという点で、次の点を伺いたいと思います。

市内の関係現場にどれくらい商工観光部の職員等々は出向いたのか。また金融機関との会合はどのようなものであったのか。すぐに国の施策にまたは雇用関係に対処できる対応はとれているのかということです。明日、19日にまた政府はいろんなことを言うと思っておりますが、この点に関しては、3番目の市長はすぐに対処できる対応はとっているとされておりますが、実際商工観光部はどのような動きをしているのか。商工

観光部長にお尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

1点目の市内の関係現場にどれくらいの回数・人数を派遣したかについてをお答えをいたします。

こうした災害ともいえる状況にありまして、市内の現状を把握することは、市民や市内事業所等を支援するための対策を考える基礎であると同時に、国が発表する情報や施策が果たして市の現状にあっているのかを把握するためにも不可欠であると考えております。

現状の把握につきましては、新型コロナウイルスの影響が見られ始めた2月18日以降、継続的に実施をしており、商工観光部職員12名おりますが、全員による電話聞き取りと店舗訪問、企業訪問により延べ470件の情報を得ております。これは先週12日現在の数字でございます。

なお、現在、影響の大きかった宿泊・飲食関係の定点観測調査を毎週木曜日に35事業所で行っておりますが、小売り販売等の他の業種への影響も拡大してきていますので、調査対象事業所の増加または入れ替えをしていきたいと考えております。

また、対策本部員である他部署の部・課長からも建設業協会や管設備組合など関係する業界からの情報を挙げてもらい共有をしております。また、市民レベルの実情や声を迅速かつ直接に把握するため、現在、市のホームページ上で市民生活や経済活動の影響に関するオンラインのアンケートも始めております。

国の方針への対応や市独自の支援策を検討する際にも、同じく市内企業や関係団体等に対し、電話聞き取り及び直接訪問して情報を得るようにしております。

2点目の金融機関との会合はどのようなものであったかについてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する融資の支援については、いち早く取り組み始めたところでございますが、市中金融機関との協議においては、コロナウイルス要因にかかわらず、金融機関としての所定の審査のうえで対応することでありました。それを踏まえて、市としては資金繰りに窮している事業主の返済条件変更等の支援を金融機関へ要請をしております。また、事業者から要望のあった運転資金の返済期間を、7年を10年へと延長を求める声についてもお伝えをし、検討をお願いしております。ご質問にありました「既存の負債も含めての貸出」の点におきましては、経済産業省より資金繰り支援のためセーフティネット保証4号の発動、同保証5号の追加指定が実施をされております。これらの保証制度を利用することにより、通常の保証限度額とは別枠で保証が行われます。

セーフティネット保証につきましては認定を市で行うことから、市では速やかに認定

ができるように努めているほか、飛騨市制度である中小企業経営安定資金融資の資格要件に「新型コロナウイルス感染症による売上が減少していること」を追加し、既存融資制度及び先ほどの保証制度と組み合わせることにより幅広い資金需要に対応できるよう金融機関と調整を図っております。

なお、3月10日に政府が発表いたしました緊急対応策において、総額5,000億円規模の新型コロナウイルス感染症特別貸付制度が創設され、中小規模事業者等に実質的に無利子無担保の資金繰り支援を行う旨が盛り込まれております。これによって、既存債務により借入が困難な事業者に対する別枠の融資が行われることが予想されることから、その後の事業運営の相談も含め、金融機関との連携を図っていく必要があると考えておるところでございます。

3点目のすぐに国の施策に、また雇用関係の対処はとれているのかについてでございます。雇用関係につきましては、国では経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金制度がありますが、この経済上の理由が新型コロナウイルスの影響に伴うものであった場合には、一部地域の助成率の引き上げ、支給要件の緩和などの特例が実施されました。

市では、国の制度に上乗せをする雇用調整支援金といたしまして、雇用調整助成金を活用した事業者の自己負担分全額を負担する制度を創設し、雇用調整助成金を活用しやすくすることで、市内での雇用の維持を図っていきたいと考えております。

なお、企業への聞き取り調査の結果では現時点においては需要の低下や原料の不足といった問題が発生し始めておりますが、休業や事業の縮小を余儀なくされるといったことは少なく、休校により仕事を休まざるを得なくなった従業員も業務に支障を期すほどの人数ではないと認識をしております。

しかし、コロナウイルスの終息は見えず、長引くと影響が出ると予想する事業所が多いことから、市としても必要な施策を躊躇なく打てるように聞き取り調査を継続して行ってまいります。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○12番（高原邦子）

金融機関とはいつごろからこういった会合をもたれていますか。日時を教えてください。

□商工観光部長（清水貢）

今回はコロナの影響でございましたけれども、暖冬の影響での相談も含めまして、1月26日、2月18日、2月27日。それと3月12日でございます。

○12番（高原邦子）

それとですね、今ですね、雇用調整助成金の会社等事業所が負担する分を一応市が負担するというようなことでしたけど、これは雇用保険に入っていて、いろんなことがあるの

ですけど、この飛騨市内でこの雇用保険関係で雇用助成調整助成金を受けられる企業ってどのくらいあるんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

正確な数字は把握はしておりませんが、例えば商工会議所加盟事業所あるいは古川町・北飛騨商工会加盟事業所等につきましては、当然ですがこういった雇用保険とかけられている事業所が多いと思いますので、そういったところはカバーできていると思います。

○12番（高原邦子）

あの本予算とかそういったのにもこういったいろんな助成金でてるんですけども、母体というか、それを把握せず、計算して予算書にあげてくるんですか。ある程度のこれぐらいだとか過去の実績はこのぐらいだったからことはこうしようとかいろんな数字ってあると思うんですけど、今「ちょっとわかりません」ということでしたが、そのような感覚で予算書つくられているんでしょうか。そのへんをお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

神岡商工会議所加盟団体は690社。新古川町商工会加盟社が320社ほどあると思います。それが母体やとは思ってはおります。なお積算につきましては、ハローワーク、公共職業安定所に相談に来られた事業所の数を把握いたしまして、それをもとに推計をして予算をあげたということでございます。

○12番（高原邦子）

結構ですね、事業所っていつでも大きいところと小さいところがあって、こういった活用とか知らない人いるんですね。きっと商工会議所とか商工会の方々にお願いしてね、いろいろされるとは思うんですけども、補正予算のときに基盤のところでも言ったんですけど、使い勝手とかそういうことがわからない人っているもので、ぜひね、利用できるものは利用して何ていうんですかね、やって差し上げてほしいなと思うんですよ。

それで市長にお伺いしたいことがあります。今ですね、本当にこれ恐慌になるんじゃないかと、世界恐慌になるんじゃないかと。未曾有の今まで経験したことのない、この状況。そして目に見えないウイルスで、みんな出口が見えなくて閉塞感が漂い、どうしようもないと。私も八百屋さんとかそういうところ回ったら、一般の奥さんたちと買い物は変わらないそうです。ところがやっぱり仕出し屋さんに出しているのとかそういうのはガタッと減って「やっぱり違いますよ」とだんだん出てきたなというところなんですよ。

心配なのは、お金借りてまたやろうかっていうところはいいんですよ。ここでもはや閉めてしまうと。もう事業を辞めてしまうかと思われると、本当に雇用にも直結していくし、

それをどうしたらいいのかっていうところで、これは本当に市長も大変だということはあるんですけど、市長は前あてに前あてに政府の後追いするんじゃないくて、自分がもうつくって、そしてあとを政府がついて来いよってという生きがいを見せてくださったんですけど、ここをですね、どう乗り切るか。市長の決意、短くて結構ですので、よろしく。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

全く未曾有の経験したことのない事態なんですね。それで、実はけさ、オンラインアンケート、先ほど部長の答弁ありましたけれども、昨日現在までのがまとまって、79件とれたものですから、実はここでもさっき相談してたんですけど。やっぱり市民の皆さんの反応ってかなりストレスが溜まってきている状況がよくわかります。

両極端に出ていて、「もっと警戒しなきゃいけないんじゃないかという人」と「目の前で出てないんだからこんな自粛しすぎじゃないかという人」と両極端にわかれます。ただ自粛しすぎかという話については、皆さんに知られてないんですが、PCR検査に回っている案件というのも、飛騨市内にもあって、その都度結構肝を冷やしておりますので、油断ができないことはまちがいないんですね。ただ、どっかの段階ではやっぱり緩めていかないといかんと。そのギリギリの線を見極めるのが極めて難しいという対策だと思っています。けさの本部会議のほうで、私申し上げたのは、「感染者は出る」という前提に立たなきゃいけないと。もう「感染者1人も出ない」という向かい方は無理だと。出ても、クラスターにしないと。集団感染を起こさないという対策以外にはもう両立させる方法はないってということですね。ちょっと最近そういうふうに思っていまして、その感じでここから月末までの様子を見ながらですね、向かっていなきゃいけないと。ただもちろんそれを言えばですね、責任取れるのかと話になるわけなので、これはもう何言われても途中からですね、腹くくっていかざるを得ないというのが、私自身の思いだというふうに思います。

それで今議員、おっしゃったようにお金が借りられない。実質こういうときって本当に融資しか打つ手がなくてですね、リーマンショックのときも東日本大震災のときも思ったんですが、融資以外の方法はなかなかとれない。とくに地方自治体だととれない。ただある程度、その小規模零細といいます、個人事業主ですね、事業者・小さい商店こういったところに対する対策というのは、正直言うと私、もう少し県とか国でも目を配ってほしいと思って、けさですね、昨日の県の対策会議があまりにも粗いもんですから、先ほど県庁にちょっと電話をし、県議にも電話をして、こんなことやっていいのかということで、ちょっと話をしたんですが、そういうことはあると思いますし。政府が今どうも報道を見ますと、1人当たりに1万数千円の給付をするという話もあり、悪いことじゃないと思いますが、本当にそれがいいのかどうか、私自身は疑問がある。そういう金の撒き方ではないんじゃないかというふうに思っておりまして、これは現場のこうした日々の動

きを把握できているのは市町村なので、やっぱりいろいろ言っていかなきゃいけない。そこからへんもですね、決意として持って向かっているということでございます。短くしようと思いましたが、長くなりました。

◎議長（葛谷寛徳）

ここで清水商工観光部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□商工観光部長（清水貢）

先ほど神岡商工会議所と古川町商工会の会員数を逆に言ってしまいました。神岡町商工会議所事業所は379事業所、新古川町商工会が629事業所でございます。

○12番（高原邦子）

このコロナショックへの問題はですね、1地方公共団体だけでの首長の市長ががんばっても何ともならないようなことにならないように祈るばかりですけども、要はまたあとで職員のところでもやりたいと思いますけれども、しっかりと商工観光部12名、大変でしょうけれど、やっぱり市長が正しい判断できるのは情報とかいろんなことです。決断するときが一番大事なのは情報なんですね。で、一番情報って言っても、市長はいろんな情報知ってるけど、本当の現場のこの飛騨市内の商工業者のいろんな思い、どうなっているかと正確な情報をあげるのは職員なんで、清水部長、ちょっと力入れてがんばっていただきたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。神岡町にはですね、企業城下町として神岡三井金属鉱業神岡鉱山って言われてますけど、鉱山から生活用水を供給してもらっている実情が今もあります。この5年くらい前から私はこのことに携わっておりまして、そして、そこには圧の関係で消火栓とかが置けなくて、「どうするんですか」ということを言って、消防署がですね、すぐさま「絶対大丈夫です」って言って、一番近くの消火栓から消火する実施訓練をしてもらいました。火事に関しては、地元の人達は安心をもったと思います。そういうこともあったんですけども、実は、どうしても地域の方々は水道を引いてもらいたいという要望をしているんですね。ところがですね、市はですね、これ以上水道会計のことを言うと、本管というものを広げたくない。広げるつもりはないと。で、つなぎたければ、本管まで自分たちでつなぎなさいということなんです。私は、どれくらいそれは費用がかかるのかということもわかっていらっしゃると思うんですね。私は、水道会計っていうのは、一般会計からも予算が出ていますよ。加入者だけのその利用料金というか、水道料金だけで賄っていけるものではありません。そして宮川・河合も簡水とかそういうのを一緒にして、あの市内、本当に統一した経緯があり、簡水の方々は、急激に料金上がるのはいけないから2段階、3段階にして料金も統一していった、そういう経緯があります。

私は、水道会計というのは、とても大切です、安定的なその経営を否定するものではありませんけれども、この水道っていうのは、災害とかそういうときにもよく言われるライフラインじゃないでしょうか。神岡には地域の特殊な事情があるわけなんですね。とこ

ろが飛騨市はですね、そういった特別な地域事情も考慮には入れないと地元の方々に言っているわけですよ。その考慮にも入れない、その事情というのを私は知りたいなと思って今回一般質問をしております。

それですね、私も調べました。全国いろんなところで、地方公共団体とか地元のものがそういったライフラインも携わらなくていいのかということのを調べたのですが、岩手県とかそういったところは、別荘地なんか開拓したのは、その業者関係がしっかりと水道関係も賄っていると。それに対しては、やっぱりその別荘地に入った人は、市とか町・村に対して、「水道のことは言わない」とかそういったものが交わされていると言うんですね。私は、今回テレビで「ポツンと一軒家」というのをやっていますが、そういうところならば、市のいうことも本当かなと思うんですけど、本当にね、30メートルくらい先まで本管が来てるんです。そして数軒のお家があるんですよ。山の中、本当にそこしかっていうところなら、この市の言い方もわかるんですけど。ちょっとなど。このライフラインである水道。で老朽化してしまっていて、鉾山は一企業でございます。昔は、神岡町、本当に鉾山のおかげでいろんなことをやっておりましたけれども、しかし、やっぱりもう掘るのをやめて、そしてありがたいことにまだ神岡でもいろんなことをして、雇用も担っていただいております。しかし、そういった水道とかそういったところには、もう手をかけていくことができないという中で、今実際水圧とかも下がったり、いろんなことが起こっているわけなんです。

私今回ですね、殿のほうも実は、川上町長の時代に、鉾山からの水をそれを町の水道に切り替える。そのことがあったんですね。きっと今の太田部長もいらしたのじゃないかと思うんですけども、その担当していた職員の方のところも行って、いろんなことを聞いてきました。やはりですね、私はいろんなそういった地域の事情っていうものを水道会計、何とぞ考慮していただけないかなと思っております。それで市長は「暮らしの質の充実」も言われているんですね。でもこの人たちにとってみたらやっぱり水圧が下がってきたり、もしかしたらもう直してもらえない水道でいう不安を抱えているわけなんですよ。

市の水道のほうはですね、「やらない」と言ってるわけなので、この市長の言われている市民っていうのはどういう人たちなのか。特定の方々なのか。そうであるならば、そのメルクマールを示していただきたいと思います。

経費どのくらいか。本管からつなぐ、そういったものも試算して一般の普通の家でもできるとしての試算で回答してと思うのですが、そのへんを太田環境水道部長にお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 太田 達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、議員ご質問の「地域の特殊事情は水道会計の前には通用しないのか」ということではありますが、当市における給水区域外の水道事業の考え方として答弁いたします。

まず、「家を新築する場合には、市が水道を給水することができない旨の確認書等が作成されているのか」についてであります。給水ができない旨の確認書を提出していただくというようなことはありません。

実際の新規給水申請者とのやりとりとしまして、建築確認の前に、水道課に給水の相談があることが一般的です。その場合、給水区域外であることを説明している状況であります。申請者は市の水道の給水を受けることができないことを納得して、建築されていると理解しております。

次に、質問内の「今回要望書を出してきたケース」というのは、本年１月２２日に提出された神岡町殿区坂巻地区の一部において、給水区域外への水道供給に関する要望書のことであると考えて、答弁させていただきます。

当地区におきます配水管、及び給水管の整備費用につきましては、口径５０ミリの配水管を約２９５メートル敷設し、６戸に給水したとする試算での費用は、概算で８５０万円から１，７００万円と試算しております。

一番安くなる条件での試算を１戸当たりになると約１４０万円となります。当市の給水区域内で、新規に水道を引く場合は条件によって変わってきますが、家の前に配水管があつて引き込みできるようなところだと、約２０万円の費用がかかり、条件が悪く、例えば、５０メートルほど配管をする場合には、約８０万円の負担が必要となると試算しております。

水道事業は事業計画に定める給水区域内の需要者に対し給水する事業であり、区域外の配水管のない地域に給水する場合は、配水管を敷設する費用を負担していただく必要があるものとしております。

ご質問のケースの負担については、高額であることは理解しておりますが、費用負担をしていただいて給水すべき案件と考えております。

次に、「水道事業における暮らしの質の充実」ということではありますが、水道事業は他の公共サービスと違い、市内どの区域でもサービスを受けることのできる事業ではありません。

事業計画で給水区域を定め、その区域に給水する前提で事業を進めております。水道事業が成り立つかどうかを判断しながら進めている事業であります。したがって、給水区域であるか、否かの区別が必要とされるものであります。

水道は、使用者と事業者が対等な契約関係にありますので、水道を使用するのは義務ではありません。山水や井戸水を利用するのも自由で、自己水源や専用水道には、料金がかからなかったり、料金が安くなるメリットもあると考えております。

水道事業への一般会計の繰出であります。繰出し基準に基づき、旧簡易水道整備の起

償還に対するものに限定されており、あくまでも独立採算が前提であるとされております。したがって、一般会計からの繰出があることをもって、市内どこでも等しく受けられるサービスと位置づけることにはならないものと考えております。

議員ご質問の給水区域外への水道事業の拡大についてであります。独立採算の原則から投資に見合う収入の確保、わかりやすく言いますと、利用者全体に料金の上乗せを求めていくことにつながるものとなります。

これまで説明させていただいているとおり、水道会計の経営戦略策定時の試算では、人口減少によって需要が減少する一方で、インフラの長寿命化等に対する費用が増大する。それを賄うために、今後10年間で20パーセントの料金値上げを2回お願いせざるを得ない状況となっています。もし現状より更に給水区域を拡大すれば、20パーセント以上の値上げの改定を行う事態になると予想されます。

したがって、仮に給水区域の拡大に踏み切るとすれば、全体的経営の中で判断する必要があることはもちろん、広く市民や議会の納得のうえで判断すべき案件であると考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○12番（高原邦子）

まあこういった行政がですね、否定する場合は、2つのパターンがあるんですね。まず制度的に無理な場合、不可能っていうこと。で、昨日の例えばあの国民健康保険料なんかだと3割を負担してくださいって言うのを飛騨市が2割にしますってことはこれできないという、そういった制度上不可能なものとか、それか財源がないかのどちらかなんですよ。

皆さんも当てはめてみてください。で、私が言いたいのは、じゃあ今独立採算でやっていきますと。本当そのとおりで結構でございますねと言いたいんですけど、同じ過去からの経緯とかいろんなことを踏まえて、で、すぐ近くの同じ区のほかのところは、区域だったからといってちゃんと水道がきてるわけなんですね。

それは神岡町がいけなかったといえはいけなかったんでしょう。過去からのことを考えれば。本来やっぱりこういったライフラインとかそういったものというのは、公が請け負ってしかるべきかなと。水道の民営化も言われてますから、こう捉えるのはおかしいと言われる方もいるかもしれませんが、やっぱり一番大事な水じゃないですか。それを30メートル先の人はオッケーで、「入れませんよ」と。水道料金が上がっていくからと。市長はね、弱い人とかそういった方々にいろんなことをされているんですけど、もちろん私はいろんなケースで、ベースはちがっていると思ってますよ。しかしね、市長。人間って感情の動物なんですね。せっかく市長、いいことをやっても、自分のところのこういったことを認めてもらえない。私は、さっき先ほど言ったように制約があって、不可能ならば、この制約っていうのは法律ではなく、飛騨市独自で決めているわけですね。そこを構うことはできないのでしょうか。伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

先ほどの答弁でも申しましたとおり、「制約でできない」と言っているのではなくて、1つの方法として給水区域外であっても、給水施設を整備していただければ給水することは可能であるし、また給水区域を広げることも、検討した結果必要であると考えれば認可変更を取ったりし、料金値上げを検討した結果、それが妥当であると考えれば、それは全くできないということではないと思います。

○12番（高原邦子）

ぜひですね、そういった区域、地域のことも考えて、広げていただきたいなと思っています。いろんなことがある水道会計のことをいろんなふうな思いはあることはわかりますけれども、一応ですね、同じように飛騨市民として暮らしている以上、何とか。さっきも言ったように、山の中の一軒じゃないんだし、いろんな事情があつてのことです。そういったものも対等互助の合併であつたんですから、何とぞ宮川・河合・古川の皆さんにも理解していただきたいし、神岡の方々、私はいろいろ歩きました。このことで。「じゃあいいんじゃない」、「でも市はこう言っているんだけど」ということを言いましたら、「いや、やはりかわいそうだよ」と。「いくら何でもせやな。だんだん古くなってしまつて」圧がとれないんですよ。本管を入れてもらわないと、本管からとるにしたって、ある程度本管入れないと圧がとれないことぐらい大坪部長、わかるでしょ。それなのに自分で引きなさいと。こんな冷たい話がありますかと。何とかですね、知恵を絞って助ける方法を考えていただきたいと思うのですが、もうだめですか、一切。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

全く話に乗らないとかつていう、そういうことではなくて私も実際現地に行きまして、どういう方法があるなどということを地元の方とも協議して、その中で一人の方が提案された「ここに敷設すれば安くできるんじゃないか」という提案があつたので、それ基づいても試算してみた結果が、先ほど言いました安い金額のほうです。全然話に乗ってないわけではなく、例えばその管を敷設するにあたり、市有地、企業有地に引くのが安く工事費ができるということがわかりましたので、私、その会社にも行ってきて、こういうことで困ってみえるからやろうとすれば、許可していただきますかということ聞いてきたら、「そういうことでしたら相談にのりますよ」ということもいただいておりますし、いろいろなやり方を検討していることも理解していただきたいと思います。

○12番（高原邦子）

理解いたします。じゃあ前向きによろしく願いいたします。それではですね、最後の質問なんですけれど、職員間で会議など意思疎通を図られているのかということであり

ます。窓口対応の職員の電話対応が慣れていないのか、要領を得ていないことがあるが、新人教育や職員の教育は誰がしてるのかと聞かれたことがあります。それで窓口にくる市民とか電話かける市民にとっては、その方がどれくらいの業務年数の方なのかとか正職とか非正規とかそんなことわからないんですね。全て飛騨市の職員さんと見ているわけなんですよ。直属の上司の方が見ていると思うのですけれども、ちゃんとその部下の仕事ぶりとかその対応ぶり、電話の対応ぶり、これは受付だけではなくて、いろんなのを見ているのかということなんですよ。

ご自身のね、仕事で手一杯っていうところもあるかも知れませんが、やっぱり管理職の人もですね、そういったところを気をつけて、早く一人前のね、職員さんにしてやってくださいよという思いがあって、今回質問をしとるわけなんです。それで、あのクレーマーとはちがうんですよ。そのかけてくる人たちは。わからないから聞くんです。例えば、今はもう終わったんですけど、税金のこととか、そういうことも「来て相談にのってください」というアドバイスもあるんですけど、「そのところもちょっとちっとも何も要領を得ないのがいてわけもわからなかった」とか「また同じことを最初から説明しなきゃいけない」とかいろんなことを言われておりました。

私一番大事なのは、会議開いて、やっぱりしっかりと何々会議とかという大層な会議ではなくても、開いて、本当にみんなでこの会一体となってやることが大事で、情報、全ての情報。思ったんですけども、それが選挙のときに思ったのが、「あっ、このことか」と思ったのが、となりの説明会の審査のときに、4つぐらいあったんですけど、となりとこっちがちがうことを言うんですね。「えっ」と思って。結局は何にもやってないなということがわかりました。ですから、もうちょっとですね、あのしっかりデモンストレーションやったのか、やってないのかわからないけれども、もうちょっとね、情を込めて仕事してほしいと思うんですよ。だれだれに任せておけばいいとか、よく見ているとそういうところがあります。ですから、そういったことはどうですかということと。それから、今、会計年度任用職員というのが採られて、お給料も上がるんですが、私はそんなに公務員はものすごく高いとかそういうふうには思わないです。一生涯のことを思えば。だけどやっぱり地域の人々にとってみれば安定しとるし、給料が飛騨にとっては公務員は高いと思われるんです。そうした中でですね、やっぱりその職員をしっかり育てていくってこと大事なんですね。

私、あるとき市長と一緒に会合を持ったときに私は市長の言葉でものすごく感動したことがあって、市長は「僕はあと何期かで辞めていくんだけど、職員さんはずっと僕じゃない市長にも仕えていくんだ」というようなことをおっしゃったんですね。一番大事なのは市長ではなくて、市長も最前線で働いてくれる職員なんですよ。いくら市長がいいこと言ったって、身体一つだし。何であの見えてこないのかといえ、それは市長はSNSでは発信しているんだけど、多くの人はSNSを知らないんですよ。さっきもアンケートをそれでとったとかいうんですけど、お年寄りの方たちは、そんなところにアクセスして

ませんから、完全なアンケートではないとは思っていますけど。そうしたときに市長が一生懸命やっているのは、若い人たちはいろいろSNS見てわかるんだけど、やっぱり実際、窓口行ったり、いろんな交渉をしないとときにちんぷんかんぷんなことを言っとる職員を見ていたら、「それが何だよ」ということになると思うんですね。ですから、私はね絶対的にいい職員になってもらいたいし、何よりも飛騨市を背負っているのは市長じゃない、自分なんだという思いを持って仕事してもらいたいと思うから今回こういう質問をしています。

新人教育とかそういった教育どのようにされているかをお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

職員間で会議など意思疎通は図られているのか。今回の選挙関係の事務についてどのくらい関係者が集い会議を開いたのか。事前に模擬のデモンストレーション等はおこなったのかについてお答えします。

会議等の開催につきましては、7月21日の参議院議員通常選挙の執行に伴い、昨年4月より参議院議員通常選挙と並行して市長及び市議会議員選挙関係事務の打ち合わせを始めております。前回の選挙の書類やデータを参考としながら、事務日程スケジュールを立てまして、参議院議員通常選挙が執行されるまでは定期的に参議院議員選挙の事務打ち合わせに合わせて、総務課長以下行政係職員と各振興事務所の担当係長と打ち合わせを行ってまいりました。

選挙事務につきましては、ポスター掲示場、期日前投票、不在者投票、投票所、開票所、人員配置、広報・啓発・速報、物品関係等、それぞれの業務量だけでも膨大で、事務の分類も広範に渡るため、選挙担当職員だけでは業務を遂行することは難しいため、それぞれの業務に担当者を置いて総務課行政系の職員で割り振りをして選挙事務を進めてまいりました。

参議院議員通常選挙の選挙終了後からは、事前に計画を立てた事務日程に沿って、選挙事務が進められるよう毎月進捗会議を行い、また立候補関係者説明会、届出書類事前審査、立候補届出受付の開催にあたっては、事前に打ち合わせを行い、進捗会議や説明会等の打ち合わせには月に2、3回のペースで行ってきておりますし、事前審査や立候補届出受付については、事前に模擬のデモンストレーションも実施しております。

議員ご指摘の件につきましては、選挙事務は先述のとおり業務量が膨大かつ広範に渡るため、選挙担当職員全員が全ての事務について把握することは難しいことであり、事前に共通認識を持つことができなかった事項でありました。しかしながら、担当者によって異なった説明を行ったことにつきましては、大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。

今回の選挙につきましては、ほかにもいろいろと反省点がありましたので、選挙終了後、担当者一人一人が気づいた課題の洗い出しを行い、情報共有を行いました。課題、反省点につきましては一覧にして取りまとめを行い、実施要領等の記述の加除修正を行い、次の選挙に確実に引き継ぐこととしております。こういった行き届かなかったところにつきましては、今後改善していくこととしてご理解いただきますようお願いいたします。

次に新人教育をどのように考え、新人を育てていくのかについてお答えします。職員の人材育成につきましては、新人職員に限らず市としても大きな課題であると認識しております。

とくに行政課題が多様化、複雑化する中で、議員ご指摘のように、階層別研修や専門研修だけで一人前の職員に育てることはできないと思っており、通常の業務を通じて、人を育てていくOJTが不可欠になっております。

しかし、一方で、職員数を抑制している中で、上司自身がプレイングマネージャーとして、自らの仕事を持ちながら部下の指導をしていることが極めて多くなり、とくに係をまとめる係長が業務を担う部分が多くなっており、十分な部下育成が図られていない状況になっているのが現実です。このため、かつてに比べ、OJTの取り組み自体も工夫が必要になってきております。

その中では、定型的業務はできるだけマニュアル化し、あるいは引き継ぎ書を充実させることで、経験が浅くとも業務がこなせるようにする一方、自ら課題を解決する手法、例えば法令や行政実例の探し方、人との交渉の仕方などの暗黙知になっている部分を、仕事の中で上司から部下に伝えていくことが必要ではないかと考えております。また、人事異動のうえでも、経験者を配置すること、中堅職員は適性にあった業務に比較的長期間配置するなどの工夫も必要になります。いずれにしても、人の個性によっても、育成の方法は変わりますので、今後も試行錯誤を積み重ねてまいりたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○12番（高原邦子）

私はですね、職員さんには今、都竹市長4年間されて、大体わかってきたじゃないですか。そしたらどうしたら市長の手助けになるかということを常に頭に置いて行動してもらいたいと思うんですね。要はですね、情報しっかり上げること。正しい情報それには常にこうなんていうのかな、ものを考える癖を職員さんつけて、上げていっていただきたい。私は、市長にお話ししたいことをいろいろあるんですが、市長は本当にあのいろんな思いの中で4年間、一緒にいる中でよくわかるんですが、福祉関係に対しては、今まで福祉のほう疎かになっていたのでしっかりと見てくださっていた。でもね、市長、漢文で習ったじゃないですか。「倉廩実ちて礼節を知る」、「衣食足りて礼節を知る」と一番大事なのは、要は、私は、政治で一番大切なのは、何かと言ったら人々の安定したゆとりある生活だと思うのですよ。そこには、フィソロフィーというか、哲学、市長の哲学を活かすためには、やはりもっともっと職員さんからいろんな情報を得て、

磨きをかけて、そして運営してってもらいたいと思うのですね。でないと、本当に市長ががんばっているのに、片方では、「市長は福祉のことしかやっていないじゃないか」とか。そう言って非難されている方が結構この選挙中、あったんですよ。ですから、私は、今回、「どんな人が市民なんですか」と書きましたけれど、やはりさっきも言ったようにあまり関心がないんですよ。身近なことだと敏感で。

私は、関心がないことが悪いことだとは思っていないのかなと思っています。だから、いろんな問題がないから無関心でいられるということもあるから。ですから、市長、どうでしょうかね。市長の哲学とかいろんなことわかるのですが、そこに「職員の磨き」も入れていただきたいし、それで何よりも市民平等とってはおかしいですけど、坂巻とかそういったところの人、いろんな歴史の中でうずもれてしまって、水道会計からものはじき出された人たちを別な方法でもいいから救い出す方法を考えていただきたいのですが、市長どうでしょうか。4年間のことを振り返りながらどうぞ。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市政の関心というのは私、おっしゃるとおりで、全部あらゆる分野に関心持つてる方なんておられませんし、それでいいと思うんですね。

だから逆に自分の関心のあるところに対して、何か目立ったものがなければ、市政何もやっとなんやないかと自分でも言います。私が市民でもそう言います。そういうものなんです。そういうもんだということを前提に市政をやっておるわけなんです。ただその実際の行政を執行する立場になると、先ほどの水道の話にもそうなんですが、水道事業のまあ1つの体系があって、法があって、昨日の国保の話でもそうなんですが、そこでそうすると、ただそこで何とかしようと思って考えるっていうことの中で、活路が見出せるということはあるんじゃないかなということ思うんですね。昨日も今日のお話もお伺いしながらずっと考えたんですが、例えば制度は制度として守って、個人への負担の部分をどうするかっていうふうに考えていけば、それはひょっとしたら活路になるかもしれないなと思ったり、まあそんなことをしながらですね。でもこれはやっぱり一番大事なのは、何とかしなきゃいけないという共感からはじまるんだろうというふうに思いますので、ここだけはしっかり。ここが一番大事だと。そこだけ持っていれば、何か考えようという原動力になると思いますし、職員に対しても共有してもらいたいのはそこであって、例えば市長が何か考えたことを守って、それを着実に執行していくということじゃなくてですね、共感する思いの部分だけ持っていただけならば、それはちがうやり方があるんじゃないでしょうかということもありますし、組織ってそういうことじゃないかなと思います。

それと職員の育成の話でありましたけれども、今、実際去年、今年度予算の政策協議のときが本当に手応えが全く違ったのは、今まである程度最初、つまり私、平成28年度ですか、平成29年度予算のときっていうのは、ほぼ私が言ったことが中心でした。ですけ

ども令和2年度予算というのは恐らく半分以上ですね、職員の提案です。それは格段に変わっているというふうに思いますし、いろんな県の会議に出てもですね、じーっと黙って方針だけ聞いてくるということではなくて、自分で発言してしっかり意見言って帰ってくるってことが飛騨市はできるようになってきているという中でも、私は大きく変わっているというふうに思っています。

なので、職員が変わってくるというのはどうしても時間がかかります。だけど、そういう蓄積が市役所の中にできてくればですね、これはまちがいなく後の市政といいですか、が確実に変わってくるだろうというふうに思いますので、まあそうした何ですか、こう目に見えない蓄積をですね、つくっていくのが自分の役割かと思えますし、そういった中で引き続きがんばっていききたいなと思っております。

○12番（高原邦子）

あのシンドラのリストの杉原千畝じゃありませんが、「一人を救う者は世界を救う」という言葉があります。私はやはりさっき共感ということを言われたんですが、いろんな人に市長は共感を持ってもらいたい。その立場を見て、そして判断していつてもらいたいなと思います。これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時52分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

議長のお許しをいただきましたので、大きく3点について質問をさせていただきます。昨日の谷口議員、それから野村議員の質問の中で、既に答弁を聞かせていただいたようなものもありますけれども、それからすでに検討・調整をいただいて動いていただいていることもあるのかなとそんなことも思いますけれども、通告どおりに質問をさせていただきます。

きます。

コロナウイルスの関係で対策その他大変なときでありますけれども、何とか元気をいただけるような答弁を期待して質問をさせていただきます。

最初に外部との連絡道路の整備についてということで6点をお聞きいたします。言うまでもありませんけれども、道路は誰でもいつでも通行することができる日常生活に不可欠なものであります。

道路同士が交わってネットワークを形成することで、多くの人やもの、情報が行き交い、地域の活力を生み出すものと思っております。私たちの住む飛騨市は、急峻な山々に囲まれ、豪雪地帯でもあることから、大なり小なり常に災害に対する不安というものを持っているのではないかなというふうに思いますし、今回の一般質問でも何人かの議員から災害の対応についてのご質問もありました。大規模な被害が懸念されます南海トラフの巨大地震あるいは最近では全国各地でいたるところで発生する予想を超えるような集中豪雨、こうしたことに多くの方々が不安を抱いているのではないかなというようにことを思っております。

私も平成16年台風23号、それによって国道360号線が各所に甚大な被害を受けまして、町民の多くの方々が不便な生活を強いられ、そのことは今になっても忘れることができないわけであります。人やものの動きを止めず、災害に対応し、観光や福祉、そういった施策を推進するためには、とくに外部との連絡する道路の強化は不可欠だというふうに思っております。そういうことで、今回は国・県が管理をされております道路で、外部と連携する国道41号、国道360号、国道471号、それから県道古川清見線、こうしたものの整備状況などについてお聞かせをいただきたいと思います。

1つ目にこれらの道路の今後の整備計画についてということで、令和2年度の国や県の予算のほうもまもなく成立するのではないかなというふうに思います。各路線の今後の整備状況などはどのような計画になっているのでしょうか。とくに地域のことばかりというご批判もあるかもしれませんが、とくに国道360号について。仮称2号トンネル以降の計画、それから平成橋の共用にあたっての計画、河合橋の計画、河合町地内の改良計画。こういったもののこれらの今後の計画はどのように承知をされているのかお聞かせください。

2つ目に要望活動についてですけれども、こうした事業を推進するにあたっては、「市としては、各同盟会や協力会などの組織と連携をし、地元を交えてさまざまな機会を捉えて積極的に地域要望を行っていくことが大切だ」、これは、これまでに繰り返し答弁をされているというふうに承知をしていますけれども、改めて早期の完成を目指すうえで、次年度以降の予算の獲得に向けてどのように動かれたのか。また今後どのように取り組まれていくのかをお聞かせいただきます。

3つ目に残土処理の計画についてお伺いをいたします。市あるいは民間工事を含む、これらの国や県の事業、こういったものの推進にあたっては、やはり残土処理場の確保が不

可欠であると思います。市としてどのように確保しようとしていらっしゃるのか。今後の予定と確保の見込みについてお伺いをいたします

また農地の一時転用による残土処理、そんな方法もあるのではないかなというふうに思うのですが、見解をお伺いをいたします。

4つ目に国道360号、打保から成手トンネル坑口までの旧道処理についてお伺いをいたします。バイパスが開通後、成手トンネル坑口から平成橋までの間が市道となることだと思いますけれども、成手トンネル坑口と現道の接続に関して、高低差が生じるために乗り入れが困難となるというようなことを聞いています。平成橋下流の下谷という谷があるのですが、豪雨のたびにずっと氾濫する谷でございまして、土砂も堆積するようなこともあります。国道360号に被害が及びまして、打保地区が孤立するというようなことの事態もなりかねないと思っております。災害時に迂回路として活用することが必要と考えておりますけれども、どのように対処される見込みであるのかをお伺いしたいと思います。

それから5つ目、国道360号天生通行止め早期解除についてということでことはご承知のように降雪量も少なく、積雪も当然少ないという中で、自然を求める方々の活動や動植物の活動も早目早目で活動したりするのではないかなというふうに思っています。天生の森は、言うまでもなく多くの方が訪れる市内有数の観光拠点だというふうに認識をしております。当初予算でも「天生の森と人のプロジェクト」ということで、緊急避難道の修繕であったり、サインシステムの計画の作成など大切な事業を計上をいただいております。こうした取り組みを進めるためにも、早期に通行止めを解除していただきまして、活動を始めることができないかというふうに思っておりますけれども、今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。以上よろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

1点目の今後の整備計画についてお答えします。

国道41号については、現在、梨ヶ根登坂事業と船津割石防災事業を進めていただいております。梨ヶ根登坂事業につきまして、本年度は清水商事ガソリンスタンド付近の工事を施工いただいております。来年度は引き続きガソリンスタンド北側の山側の工事を、梨ヶ根パーキング付近を施工されると伺っております。

また、船津割石防災事業につきましては、本年度用地買収を進めていただいております。引き続き用地買収を進めるとともに、富山県側の橋梁工事に着手されると伺っております。

国道471号については、現在神岡町麻生野地内において視距改良工事に着手いただいておりますが、神岡町地内から高山市奥飛騨温泉郷平湯までの区間につきましては、整備が必要な箇所の抽出と進め方についての研究・検討のため、県の道路建設課、道路維持

課、高山土木事務所、古川土木事務所、高山市、飛騨市をメンバーとしまして「国道471号整備に関する勉強会」を令和元年12月に設置して整備箇所等についての検討を進めていただいております。

主要地方道古川清見線につきましては、現在平岩工区を施工中ですが、平成29年度に供用された平岩1工区に続き、現在は2工区に着手いただいております。本年度は用地買収について進めていただいております、来年度は残りの用地補償を進め、予算の状況に応じて順次工事を施工する予定と伺っております。

国道360号については現在、宮川2号トンネルの本体工事を施工中で、令和2年1月29日に貫通式が行われました。契約工期である令和4年3月20日までにトンネル本体工を完成させる予定で、今後は予算配分状況に応じて順次トンネル照明、防災、舗装及び明かり部の工事を施工し、早期供用を目指すものと伺っております。

なお、2号トンネルの完成後の平成橋の供用にあたっては、大型車同士のすれ違いが困難なため、既設の橋梁下流左岸に待場を設置し、供用時の交通の円滑化を図る予定と伺っております。

また、河合橋の計画につきましては、現在、架橋位置の検討や環境調査等を順次行っておりますが、架け替えの時期については未定と伺っております。

河合地内の改良計画につきましては、現在中澤上地内においてトンネル残土を利用して盛土工事が実施されているところですが、盛土完了後は予算状況に合わせて順次下流側の道路改良を進める予定と伺っております。

2点目の要望活動についてお答えします。市では、国道や県道の整備推進については、さまざまな機会を通じて要望活動を行っており、本年度は道路をはじめとする基盤整備関係の要望活動を各種同盟会として、また市単独での活動など、岐阜県、国土交通省、財務省などに対し、延べ30回行なってまいりました。

とくに、道路整備の必要性を訴える中で、行政のみならず地域の協力会や経済団体と連携して要望活動を行うことが重要であると考えており、国道41号や中部縦貫自動車道の要望活動は神岡商工会議所と合同で実施しましたし、国道360号の要望活動では地元協力会の方にも同行いただき、地域の声を届けていただきました。

今後あらゆる機会を通じて要望を行うことが必要であると考えており、飛騨地域や近隣の自治体や地域の各種団体とも連携しながら、積極的に要望活動に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の残土処分場の計画についてお答えします。現在、市内では多数の公共事業が実施されており、今後も多くの事業が計画されています。市の事業以外でも国・県が進めているトンネル工事等では大量の建設発生土が見込まれるため、残土処分場の確保が急務であることは認識しており、市としても民間業者とも連携して取り組んでおります。市では、平成28年度に残土処分場候補地選定業務を発注し、その際に選定した箇所を中心に市内で複数箇所を候補地として検討を行っております。また、民間業者でも候補地として

検討している箇所があると同っておりますので、情報共有を図りながら協力できる部分については、連携して取り組んでいきたいと考えております。現在検討中の候補地については開設に向けて関係機関との協議や、地権者等と調整が必要であり、現時点で開設時期を示すことはできませんが、開設時の管理運営方法なども含め、建設業協会とも連携しながら早期に開設できるよう進めていきます。農地を一時転用しての処理については、転用期間や埋め立て後の農地への活用についてなど制約がありますが、適地があれば候補地として検討してまいりたいと考えております。

4点目の国道360号打保～成手トンネル坑口までの旧道処理についてお答えいたします。成手トンネル坑口から平成橋の現道区間につきましては、平成22年3月、岐阜県と締結した旧道処理計画により、(仮称)宮川2号トンネル完成後は市道として管理することとなっております。

また、議員ご指摘の成手トンネル坑口部分と現道との接続につきましても、検討が必要であることは認識しておりますが、安全面の問題もあり、具体的に決まっていない状況であります。市としましても供用開始までに災害等の緊急時には旧道区間が迂回路として活用できるよう県へ要望してまいりたいと思っております。

5点目の国道360号天生の通行止め早期解除についてお答えします。国道360号天生峠の冬季閉鎖区間は約8キロメートルあります。古川土木事務所に確認したところ、3月11日現在で積雪状況は、天生側ゲートから約4キロメートル地点で路面上の積雪深は約70センチメートルで法面にも積雪があるとのことでした。

ちなみに、昨年度の同時期の積雪深は約90センチメートルであったとのことで、本年度の積雪が例年にないほど少なかったわりには、峠においては極めて少ないというほどではないということです。

冬季閉鎖を解除するまでには、除雪作業を行い、法面の積雪がほぼ無くなってから法面の安全を確認し落石防護施設の再設置を行う必要があります、この作業に約1カ月の期間を要するとのことでした。

現時点では冬季閉鎖解除の見通しを示すことは困難ですが、今後も積雪の状況を随時確認しながら遅滞のないよう進め、安全な通行を確保できることが確認でき次第、冬季閉鎖を解除するとのことでした。

議員ご指摘のとおり天生の森は飛騨市にとって重要な観光拠点ですので、市としましても冬季閉鎖の解除につきまして古川土木事務所と情報共有を図ってまいりたいと思います。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○2番(水上雅廣)

ありがとうございます。いくつかちょっとお聞きしたいと思いますけれども、まず残土処理場なんですけれども、今もどこそこというようなことを言われなかったんですけれども、予算の中でも計上がされております。差しさわりがなければいいのですけど、どの

あたりを何カ所を計画しているのか教えていただけないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます

□基盤整備部長（青木孝則）

あの具体的な場所まではちょっとあれなんです、国道の船津割石防災の関係でトンネル工事をされます。こちらの関係で神岡地内で今2カ所想定しながら検討に入っております。それから河合地内で1カ所検討に入っておりますが、こちらもちっとまた地権者とか今後の目的等で早急の着手ができるかどうかという微妙なところですので、そのような大きなものとしては今3カ所を検討の土台にあげております。

○2番（水上雅廣）

割石防災、トンネルそれから国道360号も（仮称）2号トンネルに続いて次のトンネル、その計画がある中で、どうしても相当な量の確保が必要になると思いますので、早目に選定を急いでいただいて、民間ともきっちりと調整をいただくというようなことが必要なのかなと思っていますので、お願いをしたいと思いますし、ちょっと農林部長にお伺いをしたいと思いますけれど、中山間の直払いの関係で今度令和2年からですか、新しく切り替わって集落協定されるわけですね。私の身近でそれに向けて、協定は少し難しいようなことをお聞きをする集落もあるわけです。何でかといったら面積も相当ある中で、後継者もいなくなる。そういうことになると大きな面積を少人数で守っていかなきゃいけないということなんですけれども、なかなかその事務的なこと、それから労務的なことで、そこまでのことができていかない。それは1回圃場整備はしてあるんですけれども、今でいう大規模とは言えないような圃場整備の状況。地元としては、こういったものを何とかその大きな面積にして、再圃場整備ではなくても、今の補助を出していращやる畦畔の抜き取りのようなこととかそういった関係でとか思っらっしゃるんですけれども、それにしても1枚にするにはかさ上げが必要であったりするわけです。そういったことで一時転用はどうでしょうかなんていうことをお聞きをしたわけなんです。そういったことを含めて、農林部としてもこれは部長もよくおっしゃる、「兼業農家も大切。農地はしっかりと守っていきたい」という中で、こういったことをちょっと検討していただきたいと思うのと、検討していただくにあたってどうしてもやっぱり経費的なこと。これは残土処分場を開設するのも当然ですけども。測量試験費、さしあたりですね、そういったものの費用っていうのは結構なものになってくると思うんです。

なかなかあの事前にですね、地元の方でそれを用意するといったことも厳しいのかなというようなことも思っています。全て補助に頼る、そういうことではないんですけれども、一応そういったことも制度としてちょっと考えていただくようなことも含めて、お考えをお聞かせいただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今のご質問でございますが、中山間の直接支払交付金の事業による集落協定等で現在活動をしていただいているところが市内で現在41組織ございます。今、議員がおっしゃいましたように今度第5期の5カ年ということで、令和2年から始まるところでございます。その次期の5カ年について41の組織の内、5つの組織が申請をしない、継続をしないといった意向を示されています。理由としましては、やはり高齢化。それから5年間続けるのがちょっと難しいということ。また事務的な手続きが煩雑であるといったいろんな理由によりまして、今後の5年を継続しないといった意向をされるところがございます。こういったところにつきましては、やはりそういった地域の事情があるのかなということをおもっています。高齢化でありますとか、後継者がいないといったことは大変大きな問題でございます。そういった問題について各地域でやはり十分、その地域ごとの事情があると思いますので、そういった中で何とか組織の強化を図っていただいて、農地を守っていただくといったことに努めていただければと思います。小規模な区画整理をできないかということでございますが、現在、畦畔を抜き取るというような小規模につきましては、小規模基盤整備事業といったことで向かっています。そういったものは、土地の所有者あるいは、そういった方が行う場合に補助をするということでございまして、あくまでも地元の方の意向、意思といいますか、そういったものがあって事業ができることでございまして、市のほうからそういったものに進んで取り組んでいくといった格好にはなっていませんが、地域の方が何とかそういった意向を示されまして、担い手に預けてやっていただく等の方法をとっていただいて、そういった小規模基盤整備事業をご利用いただきながら、耕地のほうの整備を進めていただけたらいいかなというふうに思っています。また、大規模な土地改良ですと、現在、古川町の是重等で行っていますが、そういったところにつきましても、あくまでも地元の方がそういった意向を優先しまして、現在進めているところでございます。小規模の集落につきましては、なかなか難しいのかなと思いますが、そういったところで、地元の方の整備をしたいといった意向で進めていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○2番（水上雅廣）

そういうことなんだろうと思いますけれども、青木部長はさっきうなずかれていたもので、ある意味、私のいうことの理解をしていただいたのかなと思っておりますけれども、要は、小規模とか大規模ではない、そのあいだ、その残土の処理という観点からの農地の再整備ができないか。そういうことを少し工夫していただけませんかねということをお伺いしたのです。それについては、農林部だけではなくて、基盤もあるんでしょうから双方で協力をして、できるかできないかについてですよ。検討をしていただくようなことをしていただきたい。そういうふうに思います。昨日ある議員さんがある質問で「このことについては、私はあきらめません」とこうおっしゃったのを今思い出したのですけれども。特化しますけれども、国道360号の整備促進、種蔵打保バイパスの7.6キロメートルの整

備促進は、これは私たちの悲願なんです。本当に遠いのです。7.6キロメートルが。だからこんなに何回も何回も繰り返し繰り返し同じような質問をさせていただいている。清見インターから古川清見線、それから国道41号、国道471号、国道360号、河合のほう、古川のほう、こういった流れをつくって、地域を何とか元気づけたい。そういう思いで、本当にみんなが長い間かかって、このそれぞれ言った路線、一生懸命取り組んでいらっしゃる。どうかそういった思いを汲んでいただいて、この先も積極的に整備促進に向けて、取り組んでいただくように、これは強くご期待を申し上げたいと思います。

ということで、次の質問に入らせていただきます。県の出先機関の統廃合について存続に向けた市長の思いを伺いたいということでございますけれども、1つ目の質問を考えいく中で、かつて飛騨市に対して古川土木事務所の廃止の話があったことを思い出しています。当時は、井上市長だったと思いますけれども、突然の話で、強硬に反対をされたという記憶があります。

平成11年9・15豪雨災害、先ほど申し上げました平成16年の台風23号豪雨災害、こうしたことに短い期間で、連続して大災害に見舞われました。そのたびに迅速に対応していただいて、早期に復旧していただくことができた。それは、やはり身近に古川土木事務所という存在があったからだというふうに思います。

また古川町に中山間農業研究所がありますけれども、予算や研究員、そういったものが縮小されているのかなと。残念ながら私の目には、かつてのような活気あふれる、活力がある、そういうふうには、感じられない。そんな思いがあります。かつて高冷地農業試験場、そのころには、「タカヤマモチ」や「ヒダホマレ」、そういった新品種を生み出されたり、あるいは雨よけハウスによる「ほうれん草」、「夏秋トマト」、そういったものの作付け技術の開発によって、この地域の農業に大きな成果をもたらしていただいたのではないかなというふうに思っています。

市内には、そのほか吉城高校や、飛騨神岡高校、飛騨吉城特別支援学校、飛騨警察署、飛騨寿楽苑、そういった機関がございます。どの機関もこの市にとっては、なくてはならない機関だというふうに認識をしています。こうした大切な機関が統廃合の話が持ち上がるのではないかなというように心配をするのは、恐らく私だけではないのかなと思っていますので、お伺いをさせていただきます。古川土木事務所が、廃止とまではいかないまでも、高山土木事務所に併合されて、維持出張所というようなかたちになってしまうのではないかと危惧される中で、維持出張所ということになれば、飛騨市の市内の建設業者の受ける影響は大変大きいと思います。建設工事だけでなく、災害被災時の応急対応、それから冬季の除雪などにも支障が出てくるのではないかなという気がします。ぜひ市長には、こうしたこと、統合や廃止には絶対にしないというご決意といたしますか、思いを語っていただきたい。おありでしょうか、ということで、お伺いをしたいと思ひますし、飛騨市の農業、これも本当に大変厳しい状況にあるのだらうということを思います。農業のあり方について。それから新品種の開発、新技術の研究など、中山間農業研究所、これ

を県には怒られるかもしれませんが、市の研究機関だと捉えていただく中で、予算の増額やあるいは研究員の増員を図ることができないか。そういったことについての市長の思いも伺いたいと思います。

こうした県の出先機関の存続にむけて、市長に一方的にお願いをするといくことばかりではなくてですね、行政だけでなく、議会であつたり、あるいは区長会、それから経済団体、商工会ですとか商工会議所、それから観光協会であつたり、それから建設業協会であつたり、こういったところが一体となって要望活動というようなことも行う必要があると思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

県の出先機関の統廃合を心配だというお話でございます。この思いをとということですね、ちょっと語らせていただきたいなと思うわけでありすけれども、古川土木、中山間農業研究所の話もされましたが、この両機関、市内にこうした県の出先機関があるというのは本当に大きな意味があつて、市内にあるからこそですね、飛騨市の基盤整備、農業振興が図れる。これは間違いない事実だと思いますし、市の大きな財産であるというふうに思っております。

古川土木について申しますと、公共交通機関が脆弱でありますから、当然、県が管理する幹線道路っていうのは不可欠でありますし、近年、災害が頻発しているわけですが、河川の管理にいたしましても砂防にしても、ここはもう土木に頼っておかざるを得ないということですから、その意味でも重要性がさらに増しておると。それから、平成30年7月豪雨の際にもですね、緻密に古川土木と連携しておったわけでありすけれども、この際も速やかに災害復旧が進められたのは、ここに土木事務所があつたからこそだというふうに思っております、やはりその意味でも、ここに古川土木事務所がある意味合いついていうのは非常に大きいとそのように思っております。それから予算の配分ということに議員もお触れになりましたけれども、やっぱりこれもですね、市内にきめ細かな事業、本当にきめ細かに配慮していただいています。予算が厳しい中でやっていただいていますけれども、これもここに土木事務所があるからこそ目が配れるんであつて、これがもし出張所のようなかたちであれば、こんなわけにはいかないんじゃないかというふうに私も思っております。したがって、この古川土木事務所の維持というのはもう当然の前提ですし、不可欠であるという思いでおります。

同じように、これも触れになりましたが、県立の吉城高校、飛騨神岡高校、飛騨吉城特別支援学校、それから飛騨寿楽苑、これもですね、全て市と一体になって人材育成、教育、市民サービスの一翼、福祉教育の一翼を担っていただいているという意味でございますし、とくに吉城高校、飛騨神岡高校は、活性化の問題、ちょうど議員が担当されていたこ

ろの大きな問題だったかと思いますが、そこから関係を深めてですね、今は飛騨市学園構想の中の位置づけの中で市の1つの市立の学校であるという位置づけの中で、取り組んでおるということでございまして、これも当然ながら不可欠、必要欠くべからざる学校であると、このように考えております。

また、飛騨警察署もそうでありまして、けさもそうだったんですが、新型コロナウイルス対策本部、最初から警察にずっと参加をいただいております。そうすることによって連携が常に図れる。小さいまちだからこそ、そうした連携が図れるわけでありましたが、トイレトペーパーの、非常に市民の方々が殺到されていたときもですね、この会議の中で警察からの情報を得て、そして一緒に巡回をしようというような話もできあがってきた。これもですね、ここに飛騨警察署があるからこそこのことでありまして、これもやっぱり大きな価値といいますか、政策的にも市民生活を守るうえでも不可欠な重要な意味を持っているというふうに思っております。

現時点においては、どの出先機関も廃止統合という話は一切出ておりません。ただ、数年前にですね、これ私が市長になってからでしたが、高山市の経済団体が県に対しまして、古川土木事務所を高山土木事務所に統合してはどうかという提言をされたことがございました。この際のことを思い出すのですが、情報がこういうことがあったということを察知いたしまして、話を聞いてすぐに私、これはいかんということで布俣県議、それから吉城建設業協会にも話をし、こんなことあってはいかんということで、声を上げようということでやったこともございまして、県の県土整備部長に存続を申し入れて、そうしましたら県のほうではそんなことは考えてないと、これはあくまでも高山の経済団体の提言が出たに過ぎないということで、そういった言質を得てですね、事なきに至ったということもございました。そんなこともあるものですから、ことあるごとに古川土木事務所の存続については申し上げておりまして、去年の夏もですね、県の河川協会の理事会というのがございまして、午前中やって昼休みに県の県土整備部の幹部と意見交換をする機会があるんですが、そこでもですね整備部部長に、くれぐれも統合なんていう話が微塵も出ないようにしていただきたいということを申し上げ、強くクギを刺したわけでございますが、部長からもそんなことは一切ないので心配するに及ばないということも力強く言っていただいたわけでございます。こうした緊密な連携を維持しながら、万が一でもそういう動きが微塵でもあればですね、とにかく迅速に動くというのが大事ですし、その際には議会の皆様方、また住民組織、経済団体一緒になって行動していくという、絶対に阻止をするんだということが大事だろうというふうに思います。それから中山間農業研究所の予算、研究員の増員につきましてのお話もございました。これは機会をとらえて県にも要望していきたいというふうに思いますし、先日も所長からですね、当面の研究テーマについて説明に来られました。その際に所長にも申し上げたんですが、必要な予算で県の予算がつかないものがあればですね、私から県庁に要望するし、それでも県の予算がつかなければ、市から県に補助をするので言ってくださいと、このように申し上げております。補助とい

うのは県とか国から市に補助するものと思われておりますが、市から県に補助するというのは当然にしてある話ですから、県が十分じゃないのであれば、市が県に補助をするということで臨んでいきたいということで相談してくださいというふうに申し上げております。いずれにいたしましても、大事な出先機関でありますから、しっかり守れるようにしていきたいと思っていますところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

ありがとうございました。市長の強い思いを伺うことができて少し安心をいたしました。都竹市長には県との強いつながりもあります。それから柔軟な発想と私は強い信念をお持ちの方だというふうに思っています。市にとってあるいは市民にとっても大切なこういった機関が今ほど言われましたようにしっかりと守っていただけるようにこの先も折に触れていろんなところでがんばっていただきたい。お願いをいたします。

それでは、次の質問に入ります。飛騨清流みやがわの鮎の知名度向上についてということで、これまでの取り組みと課題、それを踏まえた今後の取り組みについてということで伺いをいたします。今回は、宮川のこの事業を取り上げさせていただきましたけれども、本題と外れるかもしれませんが、振興事務所それぞれの振興事務所の職員も一生懸命がんばっておられると思いますし、それぞれの振興事務所にいろんな事業を今年も計上されていらっしゃると思います。そうした事業がスムーズにいくためにも、どうか振興事務所ももちろんがんばっていただきたい。そのうえで本庁との緊密な連携をとっていただいて、市民が喜んで活動できるようなそんな取り組みになっていただきたいなというようなことも含めて質問をさせていただきますので、お願いをいたします。

宮川の鮎については、市あるいは漁協・地元が一体となって知名度の向上と消費販路の拡大に取り組まれ、飛騨市の自慢の一品として育てていることに大きな喜びを感じています。加えて、楽天から来ていただいている社員の方、それから室田名人、こういった方々が積極的に取り組んでいただいているとそういうことをお聞きいたしまして、宮川の鮎が大きく注目されるのではないかなというふうに期待をしております。そこで1点だけ伺いをいたします。これまでの取り組みとそこから見えた課題・成果、そういったものを踏まえて、今後どのように取り組んでいかれるのか。伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔宮川振興事務所長 田ノ下嘉明 登壇〕

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

それでは、ご質問の飛騨清流みやがわの鮎知名度向上についてお答えします。これまでの取り組みと課題を踏まえた今後の取り組みについてですが、宮川の下流域で育つ鮎は力強く、地元では「なたべら鮎」と呼ばれ、広葉樹林が生み出す良質な水で育つことで、昔から美味しい大きな鮎として定評がございました。

毎年高知県で開催される「清流めぐり利き鮎会」において、平成24年と平成26年の2度の準グランプリを受賞しております。

この鮎に惚れこみ、平成28年に鮎釣り名人の室田正さんが宮川町に移住されたことをきっかけに、全国に宮川下流の鮎を知ってもらう取り組みを本格的に始めました。

まず、飛騨清流みやがわ鮎のブランド化を図るという観点で、「清流めぐり利き鮎会」でグランプリを獲得すべく、出品する鮎の鮮度を保つために宮川下流漁協が急速冷凍機や超低温保冷库などを購入した際に支援を行なっております。また、北陸方面から食べにきていただけるよう、北日本新聞への広告掲載や富山市内で開催されるイベントに出店したり、市内向けPRとしては、まんが王国の食堂で、鮎の食べくらべを行い、多くの方にみやがわの鮎の魅力を堪能していただきました。

また、杉原観光ヤナの休止を受け、お客様に美味しい鮎を食べていただくことができるよう、まんが王国に急速冷凍機等を設置する支援も行ったところです。釣り客を増やす取り組みも進めております。まんが王国の食堂を「川の家」と位置づけ、トイレを24時間使用可能な、また、ウォッシュレット化したり、友釣り用種鮎保管池の増設、また釣り客が快適に車中泊できるよう電源付き車中泊専用スペースである「RVパーク」を新設するなど、釣り客に喜んでいただける環境を整備いたしました。宮川下流漁協ではパンフレットにトイレの位置を載せるなど釣り客にやさしい漁場を提供しております。

以上のようにさまざまな取り組みを行っておりますが、目下最大の課題は、認知度がまだまだ低いことであると考えております。この解決に向け、「清流めぐり利き鮎会」でのグランプリ獲得に向けた研究、さらにはふるさと納税を活用し、全国に「飛騨清流みやがわ鮎」を広めるなどを進めており、今後も宮川の貴重な地域資源である「鮎」を活かし、宮川町の振興に繋げてまいりたいと考えております。

〔宮川振興事務所長 田ノ下嘉明 着席〕

○2番（水上雅廣）

何とかグランプリをとっていただいて箔をつけていただいきたいと思うのですが、ですがというとおかしいですけど、その何というのでしょうか。甘みとか食味とかって人それぞれというか、何かその売っていくのに特化できるようなものを見つけるそういう研究とかってというのは、される予定があったりするのでしょうか。どうなのでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

ただいまの質問にお答えします。

甘み、味の問題ですけども、グランプリ受賞の鮎とうちの鮎がどんな味もちがいがあるのか比較できないものかということで、国立中央水産研究所ですとか岐阜県の関連機関へ問い合わせをいたしました。ただおいしさや香りはやっぱり食べた方の主観ということで、科学的な見地から比較することは難しいということでございました。できることと

すれば、やはり申し上げたとおり、出品する鮎の鮮度、まず選定方法。そして導入した設備を十分に活用して最高の状態で出品することが大事だと考えております。

○2番（水上雅廣）

大変難しいのだと思います。よくわかります。今、そういうふるさと納税であるとか本当に一生懸命取り組んでくれて、いろんなもう少し幅を広げようという取り組みをしてくれているようなことも聞いています。なので、ぜひそういうふうに売って、売れていくことが1つのその名を高めることになるかもしれません。そういったことも積極的にがんばっていただきたい。それからあの地域の方々それから漁協、そういったところとしっかりと協力体制と言いますかね、意見がずれていたりしないようにしっかりと振興事務所のほうで音頭をとっていただいて、この事業を育てていただきたいというふうに思います。こうした事業の取り組みがですね、地域に活力を与え、こうしたものの効果あるいは成果といったものが地域の誇りとなって元気が出る。これが飛騨市の活力になる。そういうふうに信じておりますから、ぜひがんばっていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で2番、水上議員の一般質問を終わります。

続きまして、6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。質問させていただく前に今回の新型コロナウイルス感染症拡大対策に対しては、連日遅くまで本当に市の職員の方々ワンチーム体制で取り組んでいただき、迅速かつ大胆に対応策を打ち出していただいたこと市長をはじめ職員の皆様には頭の下がる思いでございます。

高山市民も飛騨市は早いなというふうに感心しております。このような時間のない中、一般質問通告に対する答弁も真剣に考えていただき、質問するのが心苦しく思いますが、良い議論になるように質問させていただきたいと思います。

昨年3月の議会で新規事業としてパートナーシップ制度の導入が提出されました。しかし議会では、性の多様性への配慮は、人権擁護の点からも必要であり、誰もがありのまま安心して自分らしく過ごせる生きやすい社会づくりに向けた取り組みであることは十分理解するが、市民の理解認識はさまざまであるので、制度執行にあたっては事前に議会に報告するという附帯決議をつけさせてもらいました。これは議会に付する前に報道が、これは報道のあり方にも問題があるかと思えますけれども、岐阜県飛騨市も4月から同性パートナーシップ証明制度を導入というふうに先行してしまい、県下初、中部地方でも初めての施行となると発表し、まるで議회를軽視したような捉え方もできました。

4月1日からの導入と聞き、あまりにも早急でその時点では、当事者からの相談があっ

たわけでもなかったため、まずは職員間での理解と市民への周知をしっかりと行なっていきたいという請求でもありました。

そこで担当課では、5月に性の多様性の理解を深めるための研修会、8月には映画上映を行いました。参加者の反応はどうだったのか。また提案された事業概要の中に公文書等の性別欄の見直しを行うとありましたが、その進み具合はどのような状況か。ちょうど1年たったのでお伺いいたします。性的マイノリティーだけでなく障がいのある方や外国にルーツを持つ方への配慮は人権擁護、人権配慮の点からも必要なことであり、あんきに暮らせるまちづくりの中では欠かせないものであります。

とくに自分が性的マイノリティーではないかと何となく自覚するのが思春期のときであると言われております。

まさに学校現場の中での教職員の理解と対応、生徒間の理解がとても重要だと考えます。これに関し、学校教育の中ではどのように対応されているのかもあわせてお伺いします。パートナー宣言をし、証明書を発行するという制度ありきではなく、そういった方が相談に来られたとき、的確に対応できる体制を整えていただき、その中でどういったかたちで力添えができるかということ判断できる職員が増えることを望んでおります。これにちなんで、次の3点について質問させていただきます。1、性的少数者に対する理解を深めるための研修等の実施状況とその反応。2、庁舎内の公文書等の性別欄の見直し状況。3、教育現場での性的少数者への対応とその理解度向上のための取り組み。

以上、3点お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

パートナーシップの導入について。私は、3番の教育現場での性的少数者への対応とその理解度向上のための取り組みについてをお答えをさせていただきます。市内の小中学校におきましては、「全教育活動を通じて、人権尊重の気風がみなぎる学校づくり」を目指して、教師と児童・生徒、そして児童・生徒相互の信頼関係を築き、児童生徒一人一人の人格や尊厳を大切にしたい教育の充実に努めているところでございます。さまざまな人権問題の中で、「性的指向や性自認を理由とする偏見・差別」については、教職員の研修や児童生徒の授業において、理解を深め人権感覚を磨いております。

教職員につきましては、令和元年10月に県から出されております、人権啓発資料を活用して校内職員研修を実施し、「私たちは、誰もが性的指向や性自認をもっており性のあり方は一人ひとり異なります」のキーワードのもと、性的指向等の多様性について理解を深めております。

児童生徒に対しましては、人権教育の一環として、性や体格、容姿など、一人一人の違いを認めることや、「男性だから、女性だから」という性による固定的な扱いについて、

折を見て指導をしております。

小中学校の保健の授業では、発達段階に応じて、心と体の成長の過程でさまざまな変化が自分の身に起きることを学習します。中学校の理科の授業では、遺伝の学習で男女の生物学的な性別はあるが、一人一人の心の中は異なるので、お互いの心のあり方を大切にすることを伝えております。

児童生徒の性に関する悩みや相談ごとに対しましては、養護教諭や教育相談主任等をはじめとした、教職員全体があたっておりますが、養護教諭、教育相談主任が一番の窓口となっております。いつでも相談を受けられる体制を整えることに努めているところでございます。

今後も、これらのことを大切に継続して取り組み、どの子も、ありのままで、安心して自分らしく生活できる人権教育・学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、１点目と２点目の質問についてお答えをします。

まず、１点目の性的少数者に対する理解を深めるための研修等の実施状況とその反応についてお答えします。一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる「人権尊重のまちづくり」を目指し、性の多様性に対するさまざまな取り組みを行ってまいりました。

取り組みの内容としましては、まず、４月に印鑑証明書、印鑑登録原票等から性別欄を削除いたしました。

５月の「性の多様化の理解を深めるためのリーダー研修」では、性の多様性への理解増進を全国に広げる活動を積極的に行っている当事者の方を講師としてお招きし、市役所管理職、議員、人権擁護委員など６３名の方に受講いただきました。

受講した方からは、「性の多様性について、多くの誤解や認識不足があった」、「自分には接点がないと思っていたが、実際には接していた部分もあることがわかった」、「今後の行動、言動に注意したい」等の感想があり、性の多様性への理解を深めることができました。

８月と１０月には、全職員を対象に、岐阜県人権啓発センター人権啓発指導員による「人権研修会」を計４回開催しました。２１７名の職員が受講し、性的マイノリティーに関する基本的な理解と対応について学び、職員の意識改革と知識の向上を図ることができました。

また、一般市民への取り組みとして、８月のサマーフェスティバルにおいて開催したＬＧＢＴをテーマにした映画を上映したところ５２名の来場がありました。来場者にアン

ケートを実施したところ、「性的マイノリティーの方が生きやすくなる取り組みとして必要なことは」の問いに対し、「正しい理解の促進を進める」と「支援者・理解者を増やす」との回答が7割ありました。「他人ごとではない」、「特別なことではない」等の記入もあり、市民の方に、性的マイノリティーについては他人事ではなく、身近なことであると知っていただく良い機会になりました。

9月には、飛騨市図書館ロビー、神岡振興事務所内において人権啓発パネルの展示、パンフレットの配布を行うなどさまざまな場面において啓発活動に取り組んでしました。

こうした取り組みにより、市民の方がLGBTという言葉を目にする機会が確実に多くなっていると考えており、まずは知ってもらうことへの大きな一歩となったのではないかと思います。

また、多様な性に関する相談が1件あり、市が性的マイノリティーの方に対する理解を深めていることや、身近な相談窓口があるということを周知することもできつつあるのではないかと考えています。

なお、パートナーシップ制度の導入については、LGBTや内縁のご夫婦の方々に対し、市独自の施策を適用していく際の手続きの一つとして考えたものでありますので、あくまでも目的は各種行政サービスが、性的マイノリティーの方に使いやすいように改めていくことであると考えております。

現段階においては、まずは、性の多様性の理解を深め、性的マイノリティーの方々が尊重されることを最優先に考え、さらなる啓発に努めるとともに、各種行政サービスの手続きを柔軟に行う方法を検討していきたいと考えています。

次に2点目の庁内の公文書等の性別欄の見直し状況についてお答えします。庁内の公文書等の性別欄の見直しにつきましては、職員研修終了後に調査を実施し、性別欄のある公文書等が227件、内、削除可能のものは120件ありました。国の法律や県の規則等で定められているものについては削除できませんが、今年度は市で定めている34件を削除する予定です。市民福祉部所管では、性別欄のあるものは、166件あり、削除可能なものは71件、うち、介護保険関係の申請書類、高齢者等雪下ろし助成申請書、緊急通報装置貸与申請書等27件が今年度中に削除が完了する予定です。

教育委員会所管では、性別欄記載のもの9件のうち、市内公共施設の利用申込書、図書貸出許可交付申請書、図書利用カード等7件を削除し、令和2年度から新様式で運用する予定です。

基盤整備部所管では、市営住宅入居申込書等、市営住宅に関するものが多数ありましたので、順次削除するよう準備しております。新たな様式などについては、来年度以降も定期的に調査を実施して性別欄の有無を確認していきたいと思っています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○6番（澤史朗）

教育長にお伺いいたします。

昨年10月に県からの人権啓発の伝達があったということで、その後研修されたということですが、この研修というのは、何回程度、参加者というのはどの範囲の方だったのか教えてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

各学校で行っております。職員対象にしてでございます。

○6番（澤史朗）

職員1人当たりに対して1回ということでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

すいません、回数につきましては手元にございませんで、お答えいたしかねます。

○6番（澤史朗）

学校であるということで、あと児童生徒に関しても、人権教育の一環で指導しているところですが、その中で例えば現行でそういう対象の児童生徒がいるかいないかは別にして、やはりこういった場合、性的マイノリティーの方、約5パーセントから8パーセントというふうにして言われております。そうすると35人の学級で1人から3人の方がいると考えられると。いないかもしれないので、それはそうですけども、そういった場合に学校生活における、例えばトイレですとか、中学へ行くと制服があります。そして、修学旅行等での配慮というようなこともその研修の中にはおり込まれて対象の教職員は、それを理解していると思いますけれども、学校でいわゆるハードの部分での対応というのはどうなっていますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

トイレにつきましては、全学校を多目的トイレを設置していただいておりますので、現在、そこで対応ができます。それにつきましては、いろんな人が用途に応じて使えることになっております。それから着替え等の必要な場合には、個室も用意することができております。それと修学旅行につきましては、いろいろな諸事情があつて、例えば一緒の共同のお風呂とかに入れないこともございますので、その場合には、生徒の部屋についていなければ、職員用の部屋のところの風呂を使ったりさせております。就寝につきましては、申し出があればそのような対応をしていく予定でございます。

○6番（澤史朗）

もう1つ、学校での教育ということで、とくに先ほどの最初の質問でも言いましたけれども、それを認識しかけるのが思春期ということで、中学生の生徒に対する人権擁護とい

うか、相互理解の教育が必要かと思いますが、いわゆる道徳の授業が今、学校もしっかり行うようにということでされておりますけれども、とくに中学校の道徳の授業において、道徳の教科書というものがあるかと思いますが、その教科書、現在使用している教科書には、その少数者いわゆる性的マイノリティーだけではなく、少数者に配慮した教材を使われているのかどうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

性的マイノリティーを扱ったものについては、調べたところとか私たちが見たところではございません。ということですが、人権教育の中では、少数者に対する配慮ということも取り扱っております。

○6番（澤史朗）

文科省でも教職員向けの冊子が出ているかと思うんですけれども、いわゆる2019年度以降、中学校の道徳授業において、そういった性的少数者に配慮した教材を別途、教科書じゃなくても別途、取り扱う必要となることが確認されているということも書いてございました。そういったことでいわゆる小さいときとか、同じなのが平等じゃなくて、ちがって当たり前。これも平等なんだよというところの意識づけというのが非常に学校教育の中で必要だと思いますので、引き続きお願いをしたいと思います。

次、柚原部長にお伺いいたしますけれども、昨年の取り組みとして、5月リーダー研修のときの講演会、そしてその後8月には、人権講習会とかたち、研修会とかたちで職員の方が多数参加されておりますけれども、その職員の方から市民の方への周知とか啓発というようなことは行われていましたでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

受講された全ての部署の職員、200十数名ということですので、多くの方に受講していただいたんですが、それぞれの受講した職員がLGBTについての理解促進のために啓発をしたというような状況ではまだないかなというふうに思います。担当部署がいろんなパネル展とかそういうものを企画して啓発事業を行いました、個人が動いたというようなことはまだそこまでには至っていないという認識であります。

○6番（澤史朗）

わかりましたけれども、非常に難しい非常に繊細な問題でもあるんですけれども、職員の方が積極的にそれを啓発していく必要があるのか。それとも自然の流れの中でそういったことに対応できる体制を整えておくと。そちらのほうが大事かと思うんですけれども、そういった場合に先ほどまでの相談件数が1件あったという話でありましたけれども、そういった相談を受けた場合の窓口が先ほどあるとおっしゃいましたけれども、担当

部署というのは、市民保健課なのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

市民保健課の本庁のほうにありますが市民系のほうが人権擁護委員さんのほうも担当しております。人権相談のほうの窓口ということでも、一応担当しておりますので、そちらのほうが市役所の窓口となります。

○6番（澤史朗）

そして、申請書等の性別欄を見直していただいたということですが、令和2年度4月以降に早速取り掛かっていただけたのが、図書カードで、教育委員会関係のものがあつたかと思えますけれども、それ以降は順次ということでお伺いいたしました。こういった調査ですが、今の担当課である市民係の方が調査をされたんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

市民系の職員が全部課の各担当に照会をかけて、とりまとめを行って調査をしております。

○6番（澤史朗）

市役所の窓口に近いところにいらっしゃる方々がおやりになっているかと思うんですが、非常に件数も多くて、これからも全て現段階で調査が終わったわけではないと思います。これからも引き続き調査をしていただくのかなと思いますけれども、このパートナーシップ制度とかフレンドリーシップ宣言とかたちで県下では関市でいち早くフレンドリーシップ宣言を出して、そのLGBTに関する理解を求めるような冊子を発行したり、また多治見市でもそういった男女共同参画の人権のところでもそういったような理解を深めるため啓発として冊子を出したりしておりますけれども、やはりあの見てみますと、そこには専門の課があるようなんですね。どうもいわゆる人権に関する専門の課。そういった場合に今回いろいろとやっていただいているんですが、今の課の担当課係の人数でこの調査及び職員及び市民に対しての周知啓発というのは十分な人数でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

大きい市で担当の課が細分化されているところであれば、専門の課が設けられると思いますが、飛騨市のような人口で言えば、まちのレベルですので、それだけ課を細分することでもできませんので、やっぱりある程度小さい自治体の宿命ということで、兼務はやむを得ないというふうに思います。

○6番（澤史朗）

最初の柚原部長の答弁の中で、現行にあるいろいろな行政サービスを柔軟にそれぞれの対象の方々がいらした場合に柔軟に対応していくということのお答えでしたけれども、では特別に昨年あげられたその制度というのは、今のところは考えてらっしゃらないということの理解でよろしいでしょうか。いわゆるパートナーシップ制度ということです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

3月の議会でご指摘があったように理解が深まっていないというご指摘でした。その理解をまだ深めていかなければならない段階というふうに捉えておりますので、まだ導入する予定はございません。

○6番（澤史朗）

ということは、制度という導入は現行ではないということで、その理解が深まったような段階で、その制度を制定する可能性はあるということでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

理解が深まるまで理解増進の取り組みを続けるということでありますので、いつ理解が深まったかっていうのは、実は役所の中でも議論するのですが、少なくとも私が得心がいくまではじっくり理解を深めるということだろうと思っております。いつということは明言できません。それからパートナーシップ制度という言葉自体がですね。なんかひとり歩きしているという印象を去年来、非常に強く思っております。例えばこれが性的指向に関する申出書って名前だったら、多分全然問題になってないと思うんですね。そのこの言葉を使った瞬間に政治問題化する。あるいは社会問題化する。こんなことを感じておりまして、それは我々が本来やろうとしていることでちがうのではないかと。去年もあとも縷々申し上げているんですが、およそそれぞれの幸せの追求の仕方というものを認めていく。それを前提に社会をつくっていくということが我々のやりたいことであって制度を導入するということをやろうとしたわけでは決してない。たまたまそういうふうに捉えられてしまったというところに不幸があるんだというふうに私は思っております。したがって今、制度じゃなくて理解増進だということで、取り組んでいるというのは結果として極めてやりたいことに沿った状況になっておりますので、この最もやりたかった状況を維持し続けることが性的マイノリティーに対する配慮というものができる飛騨市をつくるためにですね、一番いいんじゃないかと。そういうふうに思っておりますので、あえて制度をどう導入するかということは申し上げずに少なくとも誰が見ても理解が深まったなというまでじっくりやっていくとこのような考えでいくということでございます。

○6 番（澤史朗）

市長のお話の中にもありましたけれども、性的マイノリティーだけでなく、いわゆる性少数者に対する相互理解というのがありのままに生きられる飛騨市ということで、非常に大切かと思しますので、たまたま昨年の場合、報道が先行してしまって、いかにもというようなかたちになりましたけれども、そういったじっくりと構えて、もしもそういった事例が出てきたときにしっかりと対応できるような体制を整えていただくことを望んでおります。

それでは2つ目の質問に移ります。農産物直売施設地場産市場ひだの再整備設計について伺います。

今回の新年度予算で新規事業として農産物直売施設地場産市場ひだの再整備設計が提出されていますが、その事業背景には築40年以上が経過し、建物全体の老朽化に加えて耐震基準を満たしていないことから建て替え、または移転を検討する時期を迎えていたところ、道の駅アルプ飛騨古川の一部を管理する国土交通省高山国道事務所より防災資機材の備蓄拠点を整備するため、道の駅構内の国有地と市有地の交換の申し出を受けたことにより直売施設を道の駅構内に新築移転し、既存の商業施設とも連携しながら農産物直売施設をさらに活性化するとともに道の駅への集客を図ります」とあります。しかし、これを読む限り老朽化による新築移転が目的なのか。道の駅への集客が目的なのか。どう捉えてよいのか迷います。「二兎を追うもの一兎も得ず」とありますが、青写真に描いたようにそう簡単にいくものではないと考えます。

令和2年度からの「飛騨市総合政策指針」第4章の中の行財政改革に公共施設の管理運営の基本方針として「設備の経年劣化による突発的な修繕事案が多発しており、有利な起債等が無く施設を維持し続けることが将来にわたり財政的負担になることや社会情勢の変化により利用需要が異なっていることから、次のステップとして、民間への譲渡による施設の有効活用について検討するとともに、類似施設等の廃止・転用等、施設のあり方そのものについても、地域や市民との意見交換を踏まえて検討を進め、市民の皆様安心して利用いただける環境を整備します」とあります。まさにそのとおりであり、将来を見据えて苦渋の決断をしなければならない時期にきているものと考えます。今回の当初予算の提出内容には、建て替えまたは移転としかなく、廃止という言葉はどこにも見当たりません。類似施設としては古川町内に匠文化館横にある「古川町農産物直売施設三寺めぐり朝市」があります。この2施設の指定管理運營業務報告書を見ると、地場産市場ひだは平成29年度利用者数3万1,305人、総売上904万8,736円、平成30年度利用者数2万9,981人、総売上999万5,763円、三寺めぐり朝市は平成29年度利用者数1万9,700人、総売上514万5,179円、平成30年度利用者数1万9,448人、総売上481万902円、売り場面積や営業日数の違いもあり単純に比較はできませんが、いずれにせよ直線距離で1キロくらいのところに類似施設があるということです。なお、この指針策定にあたってのパブリックコメントの中にもこの新築移転

を疑問視する声もありました。また、平成29年度地場産市場ひだには保冷库及び看板設置工事に197万6,000円、三寺めぐり朝市には冷房設備設置工事として88万6,000円が使われております。

今回、当初予算編成検討内容という資料の中にも、「道の駅アルプ飛騨古川と周辺施設、農産物直売施設及び地域の方々も含め、協議を行う場を設定する」とあるように、令和2年度はこれにしっかり時間をかけて検討し、それから実施設計に入っても遅くはないのではないのでしょうか。このまま進めようとする、総合政策指針に掲げた内容と方向が違ってくるような気がします。

以上のことを踏まえ、次の6点を質問させていただきます。1、この事業の本来の目的は何か。2、外部専門家の指導助言とあるが、この検討会の予定構成メンバーは。3、新築する場合の予定地は道の駅のどの部分になるのか。また、その規模。4、新築した場合の管理者はだれかを想定しているのか。5、建設費はどれくらいを想定し、その財源はあるのか。6、類似施設という概念をどう捉えているのか総合政策指針との整合性を問う。一部、昨日の野村議員の答弁と同じなる部分がありますが、よろしくお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

農産物直売施設地場産市場ひだ、現在の建物ですが、これの再整備や設計についてのお尋ねでございます。根幹的なことがありますので、私のほうから、1番目の本来の目的、それから総合政策指針との整合性につきまして、一括してお答えをさせていただきます。少し長くなります。ていねいに説明させていただきたいと思います。

まず朝開町の農産物直売施設地場産市場ひだでございますが、築70年以上経過しているということでございまして、老朽化が進んでおりまして、直売所のお客様からも従業員からも「夏は非常に熱く、冬は寒く、ゆっくり商品も見えてられない」という声をかねてから伺っております。とくに従業員の皆様方からはたまに寄らせてもいただきますけれども、劣悪な環境に悲鳴にも近い声をいただいております、それは直接何度も伺っております。

そして現在の状況のままでは、生産者や従業員の意欲の低下にもつながってしまうというご意見も伺っております。当初エアコンを設置するというようなことも検討いたしました。しかし、壁面の強度が足りない。壁に据え付けることも難しいということで、では応急措置でということでビニールを貼って、保温をするということもやってみましたけれども、根本的な解決には全くなりません。冬はもう本当に寒くて、隙間があるような状態ですから、大変劣悪な環境であるということで、これは施設の改修が必要であるということは、誰の目から見ても明らかであるという状況であるということを思っております。

したがって、数年前から実は既にこの建て替えの検討というのを始めておりました。当然、その前提としては、この施設、つまり農産物直売所をつくるという事業、政策が、必要であると、この判断があつてのことでありまして、これはあくまでも農産物直売をする施設をつくって、市民の皆さんの農産物、直接消費者に売ってく。その取り組みをやってくという政策のために、やっていることであると、これが前提だということをまず押えていただきたいとまず思うわけです。

農産物直売施設は、この飛騨市の自然に育まれている農産物を地域の方、観光客が直接買っていただける場となるわけでありまして。専業農家の方も、生きがい農家の方も出しておられるわけですが、専業農家の方にとっては、消費者の声を聞くという飛騨市農業に求められて一番大きな課題を実現する場所である。そして生きがい農家の方々にとっては、農作物をつくる喜び、これにつながる重要な拠点である。このように位置づけられて、繰り返しになりますけれども、飛騨市農業行政として極めて重要であり、必要不可欠な施設であるという位置づけでございます。

議員からは三寺めぐり朝市のお話をされまして、類似施設ではないかというようなご指摘でございますけれども、利用者の形態から言っても、運用者の考え方から言っても、これは性格が全く異なるというふうに思っております。私自身両方総会に出たりしますが、これは全く同じ施設というふうな位置づけはそれこそできないというのが実感であります。まず客層からいいまして、三寺めぐり朝市はまちなかの歩いて行ける場所、自転車で行ける場所に、まちなかの皆さんがまちなかの八百屋のように新鮮で安全安心な農作物を購入できる場所、この色彩が強い。もちろん観光の方もお見えになりますし、遠くから来られるパターンもありますけどその色彩が強い。

そして観光客の方にとっては、観光土産とは少し違う地元ならではの物が土産として買えるという場所としても利用されているということでございますし、高山の朝市の代わりのように使われていると考えられていることもあって、私自身もまちなか観光案内所から何度かお客様をご案内したことがございます。

そしてまた生産者の皆様方は、高齢者の生きがい農業の方がここは多くて、くらしの中での生きがいづくり、健康づくりのために農業に取り組んでそれをお客様に買っていただくということを、喜びにしておられるという方が多いとこのように感じておるわけでございます。

一方、現在の朝開町地場産市場ひだの建物、こちらにつきましては地域の皆様はもちろんですが、車の利用がどうしても前提になります。したがってある程度遠く通うことになるという施設であるというふうに思っております。

そして運営者も違いまして、大きな規模で経営をされている専業農家の方が多く含まれておりまして、規模の拡大、売上の拡大も目指しつつ、新たな産品でありますとか、特産品のチャレンジショップ的に使われている。また観光客向けの飲食スタンドのような取り組みもここではされているということでございますし、これはやはり、運営の形態が

ら考えても客層から考えても違う施設であるというように位置づけております。

しかし、両方とも必要、欠くべからざる農産物直売施設であるというふうに考えている次第でございます。

総合政策指針に示しました点につきましてのご指摘がございましたけれども、総合政策指針、議員が引用なさった一つ前のところから読んでいただくと、とくに観光施設について、こういうことがあるというところを書いたもので、観光施設のところが飛んでおりますんで、それではですね、少し趣旨が違うということです。つまりお風呂のような入浴施設のようなところが、老朽化して突如大きな突発修繕が起こることが増えて、そこに修繕費に有利な起債が充てることもできず、需要も落ちているものですから、民間譲渡を考えよう。あるいは似た施設が多いので、類似施設においては、一部をほかの用途に転用したり、場合によっては廃止もありうるだろうということをやってくということですね、書いとるものございまして、物理的に一定の距離にある施設を、廃止するということを書いとるものではないということでございます。

なにより、農産物直売施設は突発的な修繕で苦慮するような状況ではございませんで、むしろ、快適に使っていただく悲鳴に近いような声はいくつも出て、三寺朝市の指摘もされましたけれども、「熱くて、ここでは農産物は売れない」と、「自分たちも熱中症になってしまう」という声があったので、冷房を設置していたりということをしているわけであって、過大な投資をしているってことでは決してない。まして修繕のためにやっているってことではないわけです。より快適性を高めるためにやってきた。そういった投資をしてきているということは逆にいえば廃止ということは毛頭考えていないということやってきておるということでございます。その中で、総合政策指針の中でも書いておりますけれども、改修して長寿命化できるのであれば改修してきたいのですが、この建物に関して言う限り、もうすでに改修は明らかに困難であって建て替えはやむなしというのが我々の判断であるということでございます。そうしたことをもとに数年前から建て替えということを検討始めたわけです。これは実際は、一昨年度からこの検討を始めておりました。最初は当然現地で建て替えるということ考えたわけであります。実際建物がどのくらいの規模があればいいのか、あの敷地の中でどうやったら配置ができるのか、そのようなことも実際考えて、例えば警察側に寄せると駐車場がもう少し多く取れるとか、そんなことも考えておりました。

そして、全額を市で賄うということでは負担が大きくなるので、国の補助金がないかということも探し、そしてスケジュールも考え、そして設計の予算をどこで計上しようということを考えておったわけであります。ちょうどそのころに、この議会で、議員もお記憶かと思いますが、道のアルプ飛騨の活性化につきましての議論が大変活発に行われておりました。複数の議員の方々からも強いご要望もいただいております。その中で、とするなら、ここに建て替える案もあるけれども、これを道の駅に移転して建てればいいのか、そういうことも考えてみるべきではないかということで、あそこでの建て替え

ということだけではなく、移転するということも並べて考えてみようということで、一旦設計に入っていく作業をストップして、両方をちょっと比較をしてみようじゃないかということにさらに時間を費やしてきたわけでございます。

当然メリットデメリット両方ございます。まず朝開町でそのまま建て替えを行う際のメリットというのは、新たな土地の確保がいらないということであります。である程度認知度が高まっておりますから、受け入れられやすいということがございます。一方大きなデメリットとしては、建て替えの期間中休業を伴います。したがってほぼ一年確実に休むことになります。ここに出荷をすることを前提に農業をされている方の予定が大幅に狂うわけでありまして、その間一年だけほかに出荷する場所を探さないといけない。そうすると苦慮されることは明らかであるということでございます。

それから工事費でございますが、建てるだけじゃなくて撤去しなきゃいけないということになります。しかもあそこに建て直すとなりますと駐車場も整備し直しますから、一度アスファルトをめくることになるわけでありまして、その撤去費用、とくに舗装のやり直しは剥がした舗装を処分する費用が非常にかかりますので、その部分も考えると、同じ場所の建て替えというのは工事費がかさむってことが検討のうえでわかってきたということでもあります。

そして、道の駅へ移転した場合のメリットというのは、そもそも道の駅が持つ非常に大きな集客力がある、これはもう圧倒的な集客力です。そして皆さんの一般的な認識として道の駅には特産物・農産物があるものだというイメージがありますから、そこに農産物直売施設があるということは、農産物を求める市民の皆さん方だけではなくて、トイレとか観光情報を求めて寄っていただく観光客の皆様方にも客層を広げることができる。将来的にはその方がプラスではないかということがメリットとしてあるということです。

さらに、建物の取り壊し、舗装の撤去処分費用が不要である。そして駐車場が圧倒的に多く取れますから、大型バスの出入りも可能となる。また、今これも縷々議論してまいりましたように、今現行の建物は市の建物ではなくて民間の企業の所有の建物でありますから手がつけれないわけでありまして、市がそこである程度、自分の自由度を発揮できる建物があれば、道の駅の活性化に寄与できるんじゃないかというふうに考えたわけです。

ただデメリットもちろんございまして、まちの中心部から離れてしまうということがございます。まちの中から実際に乳母車を押したり、自転車で来られる方はゼロではなくて、やっぱり一定層おられる。そういう方々は離れてしまうということがある。ただこれも逆に上町のほうの方からすると近くなっていいという話もあるんですが、一応そういうこともあるということです。それから同様の物件、高山市国府町の「あじか」という人気施設がございまして、そこに今よりもやや近くなることによってですね、影響を受けるんじゃないかという点も一つの懸念としてはあるということです。

いずれにしても、どっちを取ってもメリットデメリットありますから、天秤にかけ

たときにどっちを取るかというような判断になるということですが、私どもとしては、今の場所に建て直すよりも農業者の方々へのご負担とか、費用とか、そして将来的な集客力が持つことによる発展性を考えた場合に、道の駅アルプ飛騨古川への移転のほうがメリットが大きいんでないかと、このように考えたわけでございます。

ただし、最大のハードルは土地でございまして、そう考えても土地がない。あそここの市有地は現在のお蕎麦屋さんの南側の敷地だけでありまして、あそこに線を引いてきますと、今の建物と同じ規模のものは建てられないということになります。

それでここの土地をなんとかできないものかということを試行錯誤考えておりましたが、なかなかこれがうまくいかず暗礁に乗り上がりかかっていた、やはり、朝開での建て替えやむなしかという状況になったところですね、今の国土交通省の土地が奥にあるというような話があって、あるいは駐車場のところが使えるんじゃないかとそんなことも考えたわけです。それを国交省さんのほうに相談もしたわけでありましたが、まず駐車場のどこ使うのは100パーセント無理と、これは道路敷でありますから、これはもう交渉の余地もないと、いうことで断念をいたしました。またほかの用地をとということも考えたのですが、なにしろあの狭さですから、ほかはないということであつたわけでありましたが、そうした最中に昨年であります、高山国道事務所さんのほうから、道の駅における防災機能の強化という課題があると、こういったお話をお伺いしたわけです。そしてその後ですね、道の駅アルプ飛騨古川の機能強化と防災強靱化の観点から、災害時における防災資材の充実を図りたいということで、防災備蓄拠点を整備する。その土地を市の土地と交換をするという話が出てきたということでございまして、これは議員からは二兎を追うもの一兎をも得ずというお話をされましたけれども、我々としては一石二鳥だと、このように思いまして、まさしく千載一遇のチャンスだと、このように考えたところでございます。いずれにいたしましても、あくまでも目的は老朽化した農産物直売施設の建て直しであって、その場所として他の効果も期待できる道の駅を選んだということにして、道の駅の活性化が主目的ではありません。あくまでも老朽化した農産物直売施設の建て替えが目的である。これをですね、明確に申し上げておきたいというふうに思います。

議員のご意見ご質問の中で必ずしも明確ではなかったのですが、いずれかの三寺朝市と地場産市場どちらかを廃止すべきではないかという仮にご意見だとすれば、私はそうは考えないということでございますし、ただ目的はあくまでも老朽化した施設の建て替えでありますから、今のところがいいんじゃないかというご意見が圧倒的に多数であれば、私どもは今の道の駅案がベターだと思っておりますけれども、それは現在の場所での建て替えに結果的になったとしても差し支えはないんじゃないかと思っております。

ただこれはどちらかに一つ決めてかからないと議論を始められませんし、どこまでを聞いたらそれは決められるのかっていうのは最終的には市が決めないといけないと思いますので、まずは道の駅の案というのを前提としながら、その中身について議論していくということでございます。したがって、仮にそこに時間を要すれば、必ずしも来年度設計

をやってしまうというふうに考えているわけではありませんし、仮にもしそこでいろんな議論があつて、もっと時間があるよということであればあとに少し、今使われている事業者の方々にはですね、熱い思い・寒い思いを続けていただくのは大変申しわけないと思いますけども、そこはじっくり進んでいっても構わないんじゃないかというふうに思っておりますので、いずれにいたしましてもそういった考え方の中で、今回提案をさせていただいているということで、ご承知おきを賜ればと思います。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

私のほうからは、2点目から5点目までについてお答えをいたします。

まず、2点目の検討会の構成メンバーについてお答えします。検討会では農産物直売施設のコンセプトや何を売りにしていくか、あるいはどういう運営体制をとっていくかを検討するものであり、構成メンバーとしては、市役所の関係部署である商工課、観光課、建設課そして農林部の担当者と、道の駅アルプ飛騨古川の施設運営を行っている有限会社アルプ飛騨古川や近隣の民間施設、さらに地域の代表者の方々を予定しております。

外部専門家については、今年度、道の駅の再生を手掛けてきた方にご指導をいただいたところですが、その中で、農産物直売所に知見の深い方のアドバイスも必要と考えられたことから、新たに別の専門家の方を探しているところです。

3点目の、新築する場合の予定地およびその規模についてお答えします。道の駅アルプ飛騨古川の敷地の一部を国土交通省との土地交換により確保し、農産物直売施設の新築用地とする計画です。交換する土地はお互いが必要とする場所となっており、国土交通省が必要とする場所は、緊急時のみ必要となる防災備蓄施設ですので、道の駅アルプ飛騨古川の最上流部となる市の公園敷地部分となりますが、土地の評価が異なっておりまして、4月に入って早々に、高山国道事務所様で土地の鑑定評価業務を行っていただく予定です。その算定額によって等価交換となるよう面積を算定し、用地測量を市の予算で行ってまいります。

そのため、明確な位置及び規模は未定ではありますが、おおまかな位置としては、現在、有限会社アルプ飛騨古川が運営している蕎麦屋さんの上流側、南側を予定しております。規模としては、現在の朝開町にある地場産市場ひだの建物よりは広くなると想定をしております。

4点目の新築した場合の管理者はだれかについてお答えします。新たにできる農産物直売施設も指定管理施設となることを前提に進めておりますので、市の基本的なルールに従い、一般公募というかたちをとることを考えています。当然、現在の朝開町にある「地場産市場ひだ」の建て替え、移転となっておりますので、現施設の指定管理者である地

場産市場ひだ合同会社も応募されるものと見込んでおります。公募を行う中では、魅力あふれる道の駅となるよう、周辺施設との連携や農産物直売所として地域の農業者の皆様との連携、地域の皆様だけでなく、飛騨市の特色ある農産物を販売するなど、観光にみえた方にも魅力を感じていただけるような明確なビジョンを持った方に指定管理者となっただけを望んでおります。

5点目の建設費およびその財源についてお答えします。昨日の野村議員の答弁でも述べておりますが、同様の回答をさせていただきます。令和2年度予算において、高山国道事務所が行う鑑定評価をもとに、交換する土地の用地測量費として362万9,000円、外部専門家を招聘したコンセプトづくりに74万3,000円、それを踏まえた詳細設計委託料に822万円を計上しております。さらに令和3年度には、本体建設費に8,000万円、建設工事に伴う道の駅の外構工事費に500万円を予定し、2カ年にわたる全体事業費は9,800万円程度を見込んでおります。

このうち、施設の詳細設計と建設工事費に係る特定財源として、国庫補助金を2分の1にあたる4,400万円余、その補助裏負担には過疎対策事業債を同額程度充てることとなりますので、過疎債償還に係る実負担額を含めた市の一般財源負担は2,200万円余と見込んでおります。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○6番（澤史朗）

市長からのご説明ありがとうございました。ちょっと時間がなくて詳しく読んでいなかった点があるかと思いますが、本来の目的、いわゆる農産物直売所の移転が第1目的であるということを確認させていただきました。それとその廃止という言葉を使いましたが、そのどちらかをつぶせという意味ではございません。これを読んでいく中で、これが類似施設として該当するのではないか。その場合に今はここ数年前くらいから検討されているということですので、その中で、老朽化をして、廃止という議論がなかったのかということでの質問でございました。そこで、細かい部分ですが、いわゆる新年度からコンセプト、明確なビジョンを明らかにするために検討会を開催していくと同時に交換する用地の測量があるということで、活動するということなんですけれども、この全体のスケジュール、市長の答弁の中にもありましたけれども、それを何月までにやって、今年度中に実施設計をして、令和2年度でやって、令和3年度で着手するという話ではないという話もありましたけれども、元来の予定では、どんな予定で進むスケジュールだったのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

お答えします。予定におきましては、令和2年度前半に今のコンセプトに関する検討を行い、後半部分で詳細設計を行うという予定でございます。令和3年度におきまして建設

工事ということで、令和4年4月にはオープンということを現在の予定としてあげています。

○6番（澤史朗）

1つ市長にお聞きしますけれども、道の駅、立ち寄る目的・理由としては、市長の場合だったら何が目的で道の駅へ立ち寄られますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

道の駅やっぱ、その休憩はもちろんなんですが、休憩したときに必ず道の駅というのは、その地域のおいしい食べ物とか食事、飲み物、お土産品が買えるというイメージがもうこうしっかりありますから、それは当然あるという前提で、ほかの道の駅へ立ち寄ったときでもそうですが、ちょっと休んで、その土地のジュースを飲んだり、ちょっと買っていこうかなというようなものを買っていったり。そういったことしますので、それが当然、私の道の駅のイメージですし、恐らく皆さん方も同じように道の駅というものを捉えてらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

○6番（澤史朗）

道の駅、1つの目的で立ち寄るということではないかと思います。一般的にも「道の駅があるので、ちょっと休んでいこうか」というようなかたちで、まずトイレへ行き、そしてちょうどその食事の時間帯であれば、何か食べようかなと。そのついでに何か売ってあればちょっと見ていこうかなというふうなんですが、それが今一般的かなと私の場合もそうなので、そう考えますけれども、土地の建設予定地を聞くと、現在の蕎麦屋さんの南側ということで、1番宮川でいくと最上流部、より国府に近いほうとなりますけれども、トイレが全く反対側なんですよね。そうすると、トイレに休憩に寄った人は興味のある方は当然その場所へ立ち寄られるかもしれないですけれども、なかなか時間のない方とか、そこまで見る余裕のない方はトイレだけ済ませていくと。例えばトイレ行く動線の中にその建物があれば、当然買う目的じゃなくても覗いてみようかなということがありますがけれども、そのへん場所的に国交省の土地と交換ということであると、そこしかないのかなと思いますけれども、敷地内でほかの場所というのは、駐車場以外ですけれども、それは検討されましたでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

当然、まずそこから始めましたので、どこか良い場所はないかというところから始めましたが、ご承知のとおりあそこはですね、駐車場という道路敷になっていて、今のトイレのところから上のほうですね、南側、あそこしか市有地がないんですね。上に民間の建物が建っていますので、そこは手のつけようがないものですから、結局空いてるところとい

うと今のところ、今のそのお蕎麦屋さんよりも上の部分、ここしかないんですね。ほかのところはですね、結局もう道路挟んでしまうかになってくるものですから、市有地として使える部分はあそこしかない。議員おっしゃるように、トイレのとなりが一番いいんです、やっぱり。先般、青垣部長の答弁もありましたけど、去年来ていただいた道の駅に詳しい方も、やはりそのようなご指摘をなさるんですが、やれるもんならやりたいんですが、とにかくもうこれも縷々去年も議論してきたようにあそこの建物自体が構いようがないものですから、使える土地は今の想定している場所しかないということです。そうなってくると、トイレが離れて、たしかにそこの付近では通常の不利益はあるわけですが、今のところでトイレがなくて大きな駐車場がないところにするのか。多少離れていても、トイレはあって大きな駐車場があるところにするかという判断にすると、そっちのほうメリットが大きいんじゃないかとかこのように考えた。先ほどの天秤にかけるという中の要素にはそこもあった。こういうことでございます。

○6番（澤史朗）

最初から更地から建てるわけじゃないので、全体の施設を更地から建てるわけじゃないので、なかなかその場所の限られたところしかないというところで、なかなか難しいところもありますけれども、できるだけ今度検討委員会を立ち上げられて検討するというところで、先ほど、メンバーもお聞きしました。そうすると既存の道の駅の運営者である方だとか周辺の民間事業者、あとはこの地域の代表者というふうになりますけど、この地域というのは、どのあたりの地域のことを想定していらっしゃるのか。現在の指定管理者というのはこの中に入っているのかをお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

地域の方という範囲でございますが、今の道の駅の周辺でございますので、上町、それからその下へいくと是重ですか。南成町のへんまで入るかはちょっとあれですが、そういったところの地域の代表者の方を考えております。

また現在の指定管理者についてはメンバーに入るかということでございますが、現在の道の駅の運営管理者は入るということでございます。そちらについては、ちょっと今現在は入っていないということですが、また検討した中で、一緒に入るほうがよろしいということであれば、また入れることも検討していきたいと思っています。

○6番（澤史朗）

今の検討の中で入ったほうが良いと言えば入っていただくということですが、だれが検討するのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

農林部のほうと市役所内の関係部署のほうで事前検討いたしまして、そのうえで決定していきたいと思っています。

○6番（澤史朗）

現在の農産物直売所というのは、指定管理者制度を利用して管理者が管理をしているんですけども、今のこの地場産市場ひだは、また今、令和2年度から新しい5年間の指定管理になるかと思います。それにあたって昨年度指定管理の審査会があって、決定をしているわけですが、その中で5年という期間がありますが、その期間中に今の予定ですと施設が変わるということではありますが、そのへんは基本協定の中にしっかりとうたわれているのかどうか。審査会の委員長であります副市長にお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

公募する段階からこの計画検討しておりましたので、そういったほど折り込んだ基本協定といたしております。

○6番（澤史朗）

そういったかたちで指定管理施設ということですが、あくまでも設置者は市にあります。それをたまたま管理運営を指定管理者にお願いするということなんですけれども、市の施設でありますので、本当に市が直営をするくらいの心意気を持って臨んでいただきたいと思います。

そうすると建設まで行くと約1億円のお金が必要であるということですが、実際の持ち出しは、2,200万円というふうに部長の方から答弁がありましたが、いずれにせよ、建てるのは一時ですが、建物が存続するかぎり、その維持費はずっとかかります。将来への負担を、負の遺産とは言いませんけれども、将来の負担をできるだけ大きくしないように慎重にこの検討委員会の中で検討していただいて、その中に現在の道の駅の営業していらっしゃる方も含まれているということですので、より良い方向へ向かっていくようにその検討委員会でのいわゆる全員のしっかりとした意志が統一されてコンセンサスが得られて、この事業を進められることを願って、質問を終了します。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で6番澤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、休憩といたします。再開を午後3時10分といたします。

（ 休憩 午後3時01分 再開 午後3時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、８番、徳島議員。

〔８番 徳島純次 登壇〕

○８番（徳島純次）

それでは議長からお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。私は大きく２点、財政指標についてと内部統制制度の導入についての２点を伺います。

１点目、財政指標について。飛騨市総合政策指針では、本市の今後の財政の見通しを国の施策に伴う人件費や社会保障関係経費の増加が見込まれますが、大型公共施設の建設が概ね落ち着いたことから、起債、借金の抑制に伴う公債費負担、借金返済費の減少により、財政の状況に余裕があるとは言えないものの、市の規模に応じた安定した財政運営を見込むことができますと見通しています。飛騨市の平成２９年度の財政状況を示す財政指標、これは総務省平成２９年度財政状況類似団体比較カードからですが、を見ますと、財源の余裕度を示す財政力指数は０．３１、比較として類似団体、類型１－２、６４団体平均、平成２９年度データを見ますと０．５８、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は９１．７パーセント、類似団体は９１．８パーセント。過去３年間の平均値で、資金繰りの程度を示す実質公債費比率は１３．６パーセント、類似団体は９．７パーセント、財政構造の硬直化の度合いを示す公債費負担比率は１８．５パーセント、類似団体は１４．６パーセント、実質収支の標準財政規模に対する割合で、比率が整数の場合は実質収支が黒字、負数の場合は赤字を示す実質収支比率は８．１パーセント、類似団体５．９パーセントとなっています。これを踏まえて次の４点について伺います。

１点目、経常収支比率の適正化について。経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費、経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、経常一般財源、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合で、経常的経費が経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表すものです。

飛騨市の平成２７年度経常収支比率は８４．０パーセントで、平成３０年度は９２．１パーセントと徐々に悪化している状況にあります。今後は、大型公共施設の建設が概ね落ち着いたことから、起債、借金の抑制に伴う公債費負担、借金返済費が減少しますが、高齢者の増加に伴い、社会保障給付が増えますし、令和２年度から会計年度任用職員制度の開始により、人件費が増える状況下であります。飛騨市は、財政力指数も低い状況ですし、財政力指数が低い団体ほど経常収支比率が低くなければ財政圧迫につながると指摘されています。また、経験的に７０～８０パーセントが適正な範囲といわれています。現在、

市は経常収支比率の適正値をどのように考え、是正を行うか伺います。

2点目、実質公債費比率の適正値は。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、借入金、地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標であります。

実質公債費比率については財政健全化法により早期健全化基準、平成30年度基準値25.0パーセントと、財政再生基準、平成30年度基準値35.0パーセントの2つの基準値が定められています。飛騨市の平成30年度の実質公債費比率、13.8パーセントは、平成27年度に比べて1.1パーセントの悪化となっており、類似団体の9.7パーセントと比較すると3.9パーセント悪い数値です。実質公債費比率、財政力指数及び経常収支比率により健全性の分析を行い、公債費負担の適正化を行うのが良いとされています。現在、市は実質公債費比率の適正値をどのように考えるか伺います。

3点目、公債費負担比率の改善は。公債費負担比率は、公債費、借金の返済額による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源総額に対する割合で、比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表すものです。公債費は人件費や扶助費などと同じく義務的な経費ですので、財政構造の硬直化の要因となります。一般的に目安として15パーセントを超えると警戒ライン、20パーセントを超えると危険ラインと言われています。飛騨市の平成29年度公債費負担比率は18.5パーセント、類似団体は14.6パーセントで、危険ラインをオーバーしています。この状況を早急に改善する必要があると考えます。市の見解と対応について伺います。

4点目、実質収支比率に対する見解と対応は。財政支出を見るための代表的な指標で、自治体の財政規模に対する収支の割合を示し、収支が黒字ならば正の数、赤字ならば負の数となります。一般的に3～5パーセントが適正な範囲とされており、3パーセントを下回った場合は、余剰金が少なく、翌年度の財政運営において不測の事態が生じた場合に弾力的な運用ができない状況が予測される。5パーセントを超えるような状況は、余剰金が多額に発生したことで、その財源を有効活用されていない、適切な財政運営がなされていないとされています。飛騨市の平成27年度の実質収支比率は10.6パーセント、平成28年度9.7パーセント、平成29年度8.1パーセントと改善されていますが、5パーセントを上回っています。市の見解と対応を伺います。

以上4点、よろしくお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

財政指標についてお答えします。全て決算指標に関する質問でありますので、一括して

ご答弁させていただきます。

1点目の経常収支比率の適正值ですが、経常収支比率は、昭和44年に発行された自治省財政局指導課編「財政分析」において、昭和42年度の全国経常収支比率の分布を基に、「少なくとも75パーセント程度に収まることが妥当と考えられ、これが80パーセントを超える場合は、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えてよい」と言及されており、この記述が引き継がれたことで、その見方が広く定着したと考えられています。

昭和40年代は、道路や下水道等のインフラ整備も、学校などの施設整備もまだまだこれからという時代であり、当時の財政運営上の課題は、経常一般財源のうち、経常経費に投入する部分をできるだけ抑えて、投資的経費に多くの財源を回すことであったことから、経常収支比率は財政状況のパフォーマンスを図る尺度として、まさに有効という実感を伴っていました。

しかしながら、現下の地方財政の状況では、投資的経費はかつてに比べ大きく抑制され、社会保障関係費や過去の投資に充てた地方債の元利償還金が大きくなっているという財政構造の変化を考えたとき、経常収支比率の大小が直ちに財政逼迫を意味するものではないという認識を持っております。

したがって、この指標に意義を求めることよりも、この指標に含まれない国県支出金やふるさと納税をはじめとする特定財源の拡大を図ることで、裁量的な経費に充てる財源を生み出す財政運営を進めていく考えでおりますことは、かねて市長からも申し上げているとおりでございます。

続きまして、2点目の実質公債費比率と3点目の公債費負担比率についてのご質問につきまして、関連性がございますので、あわせてご答弁申し上げます。

本市の実質公債費比率は、平成30年度の単年度決算では前年度より0.64ポイント改善したものの、過去3カ年の平均を用いる指標では、結果的に0.2ポイントの悪化となる13.8パーセントとなり、県内市町村で最も高い数値となって現れておりますが、議員がお示しされた健全化法に定める基準値を大幅に下回っておりますことから、財政運営上、何ら支障が生ずる水準にはございません。

また、この傾向は、合併後から計画的に実施してきた大型建設事業の財源に充てるために借入れた合併特例債の償還に起因することから、かねてから申し上げておりますように、あらかじめ想定されていたとおりの推移となっております。

また、これは、総合政策指針でお示しした新発債の抑制方針を堅持していくことにより、令和2年度を境に大きく改善に向かう見込みです。

なお、本指標につきましては、分母となる標準財政規模を構成する普通交付税や臨時財政対策債が大きく作用し、毎年の地方財政計画によって大きく変動することから、あらかじめ適正值を定めることは困難です。

次に、公債費負担比率につきましては、公債費に対する普通交付税措置の有無が反映されず、実質的な債務状況を示す指標でないことから、現在ではあまり用いられなくなって

おりますが、こちらにつきましても、分子となる公債費の減少に伴い、今後改善していくものと見込んでおります。

いずれにしても、重要なことは、毎年の当初予算や決算の際に、詳細にご説明しておりますように、起債残高の実額をしっかりと管理し、その削減を粘り強く行うことで、毎年の公債費を減らし、財源を生み出していくという方針を堅持することであると考えております。

最後に4点目の実質収支比率についてお答えいたします。自治体の予算は、過剰に見込むことなく手堅く見積もった歳入予算と、行政サービスに必要な総額を積み上げた歳出予算を均衡させることで、予算の統制下において安定した財政運営を行う機能を果たすものですが、実際の決算時にあつては、歳入においては、特別交付税や諸収入など、予算を超えて歳入される財源も多い一方で、歳出においては、一定程度の不用額が発生することが通常です。それらの差引額から翌年度に繰越すべき財源を除いた実質収支が指標の分子となります。

ただ、これは何も手を打ちませんと、地方財政法の規定によって、その半分は決算の際に財政調整基金に積むことが義務付けられておりますので、単に基金が増えるというだけの状態になります。

このため、市では過去の平均的な水準から実質収支額を見込んだうえで、当初予算で財政調整基金を取り崩し、決算時点で積み戻すという手法をとることで、政策財源として有効に使う手法をとってきたところです。また、これを超える分も、もちろん補正予算の財源として活用するという財政運営を行っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

先ほどの類似団体との比較を見ますと人件費、人口1人当たりの人件費を見ますと飛騨市はですね、これは平成29年度のデータですが、10万1,221円。類似団体が6万9,000円というふうになっております。職員に支払っているに対するですね、人口1人当たりの支出を見ますと、飛騨市は7万40円。類似団体は、4万4,971円というふうに類似団体と比較しても、人件費は非常に大きな数値になっています。先ほどの令和2年度からですね、会計年度任用職員制度が始まるわけですが、さらに人件費は上がってくると思います。市としては、人件費抑制もしないとですね、今後厳しくなると思いますが、人件費抑制についてどのように考えられているかをお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

会計年度任用職員が令和2年度から人件費の対象になるということで、人件費が大幅に膨らんでおりますけれども、会計年度任用職員の定数の削減等も含めまして、人件費を

総額で管理していきながら抑制をしていきたいというふうに考えております。

○8番（徳島純次）

それとですね、全体的に人件費・物件費・公債費はですね、類似団体と比較しても大きいんですが、これに対して収入のほうを見ますと、地方交付税というのは非常に類似団体と比べても多くなっているんですね。30万7,861円に対して類似団体は11万8,786円。この大きいことによってですね、収入のほうの安定性を得てと思うんですが、これは市長も言われているように地方交付税は、国の方針によってすぐ変わってしまう。このへんで変わったときに耐えられるように調整基金を積んでいると思うんですが、変わったときに対するその今は60億円積んでますが、これをですね、もう少し減らしてですね、公債費の負担を減らすということは考えられませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□財政課長（洞口廣之）

お答えをいたします。今の議員からのご質問は、財政調整基金を人件費なりに回してということにもとれるんですけども、実は経常的な経費を構成する公債費につきましては、今年度の予算にこの予算の概要ということで、配付をさせていただきましたが、こちらにも書いておりますが、公債費がですね、今どんどんどんどん抑制方針をとっております。この関係で令和6年度にはですね、令和2年度と比較して3億7,700万円余り実質公債費が下がるといったことで示させていただいていると思います。先ほど部長が答弁で申し上げましたとおり、実質の公債費率というのは、分母がその標準財政規模なものですから、これ市ではコントロールできません。したがって、明確な数字を見込むことは困難ですけども、この減ったあとの公債費を分子とする、分子をこの減ったあとで計算をしますと、市の実質公債費比率は9.5パーセントにまで落ちるという試算をしております。これは類似団体の9.7パーセントと比較しても遜色がない数値かなというふうに思っておりますし、飛騨市はですね、やはりこの広範囲な地域を有しております。したがって、振興事務所等も置いて、そちらにも人件費を振りわけます。そういったことも必要になってまいりますから、経常的な経費というのはどうしても増嵩してまいります。これらはそういったことも含めて、交付税の中で算定をされているんですね。ですから人口だけを類似だということで、比較しますと、交付税の額も増えてくるということになりますし、とくに合併市という特別な事情もございました。合併市であるがゆえに借りれることができました合併特例債、これらの償還費も普通交付税の基準財政需要額の中に積まれていくんですね。ですから普通交付税の額も大きくなるということでございますので、これらは全てこの市の実情に合った財政運営に即した歳入であると思っておりますし、こういったことがですね、一気に変わってしまうというようなことは、今のところ想定はしておりません。

○ 8 番（徳島純次）

市長もですね、収入のほうの増額ということで、小水力電力発電の固定資産等の増加というのを見込んでおられますが、小水力電力発電をすぐつくるといっても、なかなかすぐはできるわけじゃないので、固定資産税の増加を見込んでいる。いつぐらいからどれぐらいを見込んでいるのかを教えてくださいたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□財政課長（洞口廣之）

こちらの水力発電に関しましては、昨年度の当初予算には計上しておりませんでしたから、本年度、昨年度の当初予算との比較では大きくなっていると思いますが、6月補正および9月補正において随時固定資産税も増額をさせていただいているかと思います。

したがって、現在当初予算で見込みました固定資産税につきましては、現在すでに稼働している水力発電に対する固定資産税を見込んでおりますので、そういった意味では、あのしっかりとした昨年度よりは当然減価償却をして落ちてまいりますけれども、そういったかたちでしっかりとした数字を見込ませていただいております。

○ 8 番（徳島純次）

今後についてですけど、今後水力発電所設備が増えていくと、今後とも増加させようという更新だと私は理解していますが、今後どういうふう to 増やしていくのかまたは増えていくのかという予想はたっているかどうかをお伺いします。

△市長（都竹淳也）

これも企業誘致と一緒にですから投資する主体があって投資していくわけですので、飛騨市がやるわけじゃないので、明確に申し上げられません。

ただ、今既に大手の電力会社で設備投資をするぶんの話を伺っておりますし、市内で水源の調査をなさっているところございます。ですので、計画的にどんだけ増えているかということは、これは言えませんですけど、そうした動きを支援する。そうした投資をぜひやっていただきたいという働きかけをするということが結果、固定資産税の償却資産税の部分、これの増嵩につながっていくというふうに取り組んでいるとこういうふう to 御理解をいただければと思います。

○ 8 番（徳島純次）

1人当たりですね、扶助費、今後高齢化が進んで、ますます高齢者が増えていくと思いますし、それから子どものほうは、少ないままだとは思いますが、高齢者が増えることによって生活保護費等が増えて扶助費が増えると思うんですが、この扶助費はどれぐらい増えるかと予想されたかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。もし答えられればですが。

△市長（都竹淳也）

今現在数字はないんですが、どのくらい増えてくるかわかりません。ただ今回あの予算の中でも説明を入れさせていただいてますけども、「社会保障関係費全体の増嵩分に充てる部分として消費税のアップというのがあるんだ」こういうふうに言っておりまして、少なくとも8パーセントになった後のですね、飛騨市の社会保障関係の増嵩分というのは、地方消費税の交付金のアップのぶんで何とか去年はカバーされているというそういうふうなかたちでおりますので、これは飛騨市だけじゃなくて全国的な問題なので国において、やっぱりしっかり検討し、国の税制全体の中で見ていくべきものではないかこのように考えております。

○8番（徳島純次）

ぜひ財政規律をですね、指標を良くしていただいて、今後とも不測の事態に備えていただきたいというふうに思います。

それでは2番目のですね、内部統制制度の導入について伺います。公金横領、賄賂を受け取る収賄、コンピュータのシステムダウン、不正請求、計算ミス、郵便物の誤送など地方公共団体が関わる報道を目にします。また、飛騨市も、市職員の法令遵守違反、上司への報告・情報の遅延・隠ぺいなど起きております。今回、指針に盛り込まれている内部統制制度の導入は、「組織目標達成を阻害する事務上のリスクを識別・評価し、その対応策を講じることで事務の適正かつ効率的な執行を確保するもの」であり、飛騨市にあった体制で内部統制の仕組みを検討するとあります。

総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・ガイドラインには、内部統制とは4つの目的と6つの基本的要素から構成されるとしています。4つの目的は、業務の効率的かつ効果的な遂行。業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその遂行をすること。財務報告などの信頼性の確保。組織の財務報告または非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。業務にかかわる法令遵守。業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。資産の保全。資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全を図ること。これら4つの目的は、それぞれ独立して存在するものではなく、相互に密接に関連している。以上が目的である。です。6つの基本要素は、1つ目、統制環境、2つ目、リスクの評価と対応、3つ目、統制活動、4つ目、情報と伝達、5つ目、モニタリング、6つ目、ICTへの対応とあります。飛騨市が導入を考えている内部統制について次の3点について伺います。

1つ目、内部統制に関する方針は。地方公共団体の状況や課題、運営方針、過去の不祥事、監査委員との意見交換などを踏まえて検討を行ったうえで、必要と思われる事項を記載すべきであり、「内部統制の目的」、「内部統制の対象とする事務」、「地方自治法に規定する内部統制に関する方針である旨」、「長の氏名」の4点について要素として盛り込むことが適当と総務省の導入・ガイドラインにあります。が、内部統制の記載項目、構成についての市の考え・方針を伺います。

2つ目、内部統制の方針の公表は。議会や住民等に対する説明責任や実効性を高めるため、策定後、速やかに公表し、飛騨市ホームページに掲載することが望ましいと考えますが、市の方針を伺います。

3つ目、内部統制を推進する部署の設置は。内部統制の取り組みを実行に移すためには、各職員や各部署の具体的な取り組みのよりどころとなる全庁的な規則や指針などを策定することが必要となりますが、これらを推進をするための部署を新設するか、どのような体制で推進するのかを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、内部統制制度導入につきまして、お答えいたします。内部統制に関する方針についてまとめてお答えします。内部統制につきましては、地方自治法改正に伴い、令和2年4月の運用に向けて都道府県及び指定都市での作成が義務付けられていますが、市町村については努力義務とされています。

飛騨市においては、指針にも記載しているとおりですが、今後人口の減少により資源、ヒト、モノ、カネ、時間のことでございますが、これらが限られることが見込まれる中で、業務量の増大・複雑化に対応するため、限られた財源・人員で適正かつ効率的に市民サービスを行うための仕組みとして内部統制制度を導入することとしています。

内部統制の考え方として「行政事務の中でミスはあってはならないし、過去からの手法に従っていればミスは起こらない」というものから「ミスは起こりうる。ミスが起こった際にどのように対処するか」という前提に立ち、ミスをゼロに近づけていくというものであります。

大きな方向性としては、災害対応などの危機管理対応を除いた各課の事務を内部統制の対象とし、事務処理手法やマニュアル等の再確認等を行う、いわゆる「リスク管理」を行い事務の適正な実施を促す部分と、日々の小さな業務改善の積み重ねを促す「効率的かつ効果的な業務執行」を促す部分の2つになります。

なお、飛騨市においては、新たに専門の部署を設置することや新たな報告書作成義務を負うことは、現在の体制では難しいことから、地方自治法に規定する内部統制をそのまま県や指定都市と同様に実施するのではなく、必要な「事務の適正かつ効率的な執行を確保する」という観点が実施でき、かつ、市民の皆様にも飛騨市の内部統制の基本方針や実際にリスク事案が発生した際の対応等をお知らせできるよう随時、ホームページで公表していくという方向性にしています。

なお、総務省が発出している内部統制のQ&Aにおいても、指定都市以外の市町村が地方自治法に基づかない自主的なものとして内部統制に取り組む場合でも、内部統制ガイドラインの趣旨を踏まえ、団体ごとの規模や特性に応じて、柔軟に対応することとされて

いることも踏まえて内部統制基本方針を策定しています。

内部統制基本方針の策定にあたっては、総務省のガイドラインや先行して取り組んでいる団体の方針、過去の不祥事の状況、各部局が現在すでに取り組んでいるリスク管理方法などを情報収集したうえで、市で方針案を策定し、監査委員にも内容をご確認いただいたところです。

3月中には内部の手続きを経て、市ホームページに掲載することを予定しております。体制につきましては、市長をトップとしてその下に副市長が実質的な取りまとめ、総務課が事務の担当課として、内部統制体制の整備・運用や、リスクが顕在化した場合などにホームページで内部統制状況の公表を随時行うこととしております。そして、各部局の課長クラスが実際の内部統制の運用を行うこととしております。各部局の課長クラスの運用状況をモニタリングするのが各部局長という体制にしております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

1点だけをお聞かせください。その内部統制、3月末に公表するとのことですが、これの各職員への周知徹底というのはどのように図られているかをお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

こちらをつくる段階で、部長会議等でそれぞれ連絡しているところでございますし、4月から始まるということで、先般部長会議でも詳細な説明をさせていただいたところでございます。

○8番（徳島純次）

部長クラスには説明ということですが、末端にはまちがいなく伝達されているんでしょうか。そのへんをお聞きいたします。

□総務部長（泉原利匡）

これの説明会等も開催させていただきまして、説明会に30人くらいでしたけれども、職員も出ております。また内部のパソコン等通じて、方針等はお伝えさせていただいているところでございます。

○8番（徳島純次）

ぜひ周知徹底をしていただいて、今後内部統制システムを利用してですね、業務ミスがなくしていただく、法令違反をなくしていただくということに努めていただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

次に、9番、前川議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可

いたします。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、33回目になりますが一般質問のほうさせていただきたいと思います。

今回3点させていただきます。1点目ですが、都竹市政令和2年度予算編成についてということでお伺いをいたします。

平成28年3月8日、都竹市長の最初の定例会が開会いたしました。そのときの所信表明、先般書類を整理しておりましたら、たまたま見つけまして、内容のほうをまた見させていただきました。その中でですね、合併12年が過ぎて、干支で言えば一巡し、新たな時代に入ってきたと。消費の縮小、空き家の増加、高齢者の増加に伴い、需要が高まる介護サービスの担い手不足や市内企業の人手不足が顕著になっている。梶田先生のノーベル賞の受賞により神岡の名前が一躍世界に広がった。また古川祭が全国33の山車、鉦、屋台行事の一つとしてユネスコ無形文化遺産登録に審議される予定で大きな発展のチャンスである。選挙に先立って市内を回り、質の高いまちづくりの活動がたくさんあると。そこで地域の資源を生かし成長の芽を大きく伸ばし、人口減少の課題に立ち向かい飛驒市を未来に向かって発展させていくこととの発言がありました。

今回の定例会の所信表明では、1期4年の評価と飛驒市総合政策指針の評価をいただき総合政策指針は2期目のマニフェストであると、前回の選挙以上に声援をいただき期待に込めていく。5年後の市のありたい像を「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」と定めたとの表明でありました。4年前の市政運営基本姿勢では、前向きに動き続ける市政を掲げ、工夫とチャレンジを積み重ねていく。そこで次の3点を基本方針とするということで、1点目は融和と対話。飛驒市全体の融和を目指す。現場主義と対話重視の姿勢で自分を見て、聞いて、話をして考える。2点目は交流と連携。飛驒市内はもちろん全国の人材や企業団体大学との交流を深め、競争による連携型の政策。3点目は、挑戦と前進。いいと思うことはやってみる。どんな困難な課題も乗り越える方法を考える。前向きな姿勢でチャレンジを積み重ね、飛驒市初の政策を生み出し、人口減少時代のモデルをつくりたい。また重点的に取り組む政策として「元気であんな誇りの持てるふるさと飛驒市」を掲げ、4本柱で進める。

1点目は、強みを生かした元気な飛驒市づくり。人口は減少していく中で、活力を維持していく対策を複眼的に進める必要がある。観光消費額の拡大・市内滞在時間を延ばすことを目的とした体験プログラムの創出。消費額の大きい外国人誘客の拡大に取り組む。販路拡大の支援では、農産物のブランド化。ネットショップの活用。

2点目では、いつまでもあんなに暮らせる飛驒市づくり。生活困窮の方々など弱い立場の方々にていねいに目を配り、きめ細かな支援を行う。介護人材の確保を最優先課題として重点的に取り組む。障がい者支援では、成人期以降の居場所づくりや就業支援の重視、

発達障がい児の早期医療体制づくり、地域全体が安心できる防災対策。

3点目は、誇りの持てる飛騨市づくり。若者が飛騨市に住み続けたい気持ちを育て、旅行者を呼び込みまちづくりを進める基礎づくり。飛騨市の宝としての認定。各地域の祭りや伝統行事・伝統工芸などは後継者育成や行事維持の支援を進める。ふるさと教育に力を入れ、子どもたちがまちづくり活動に参加できるような取り組み。2人のノーベル賞を輩出したスーパーカミオカンデ、ユネスコ無形文化遺産の古川祭、岐阜の宝物に認定された天生湿原・池ヶ原湿原などは飛騨市の誇りとして重点的な振興策を講ずる。

4点目、未来を支える人材に満ちた飛騨市づくり。子どもから高齢者まで一人一人がのびのびと活躍し、やる気と生きがいをもてる政策。乳幼児期は、子育てをしやすい地域づくり。保育を中心にサポート。学童期は人とのつながり・地域をつくる力の社会力を育てられる取り組み。若者の定着・確保・移住定住の促進でU・Iターン就職促進の取り組みと連動し、住宅対策や空き家を借りやすくする対策。質の良いまちづくり活動を自由かつ活発に進めるよう活動を盛り上げる取り組み。女性の方々の自由な活動の応援。高齢者の方々の地域での交流活動や生きがいづくり・体力づくりなども積極的に支援する。また行財政改革では、地方債残高の増加の抑制が行われ、財政調整基金も県下の自治体の中で高いレベル。健全化の道筋がつきつつある。歳入確保では、ふるさと納税を重要なツールと位置づけ、企業版ふるさと納税の活用を積極的に取り組むとありました。

そこで今回お伺いいたします。

今2期目、最初の定例会が始まりましたが、2期目の方針としましての都竹カラーと今後の方針ということです。2期目の方針としまして「市民との対話と協働」、「企業大学団体地域との交流との連携」、新たなことに積極的に取り組み前向きに市政を進める挑戦と前進の3つが挙げられております。足らざる分野に手を広げ、深さを追求し政策のレベルアップを図る。また弱い立場の方の支援で暮らしの質の充実としてさまざまな分野の強化を打ち出したとの内容がありました。

今回4年前の所信表明を述べさせていただきましたが、都竹カラーで行なってきた、この4年間の政策の実績と課題、そして、令和2年度の予算から2期目の都竹市政への意気込みをお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私の2期目の政策、それから今後の方針についてのお尋ねでございます。

掘り起こされた4年前の、市政方針をですね、ていねいにご説明いただきましてありがとうございます。今聞いていただいて、ほとんどやっていることがブレていないのではないかと。そのとおりじゃないかという印象を持たれたとすれば、この1期、4年間はまさしくそのようにやってきた。方針のとおりに進めてきたということではないかなという

ふうに思っております。

3つの姿勢ということで、「融和と対話」、「交流と連携」、「挑戦と前進」と言っていたきましたが、でも、「融和と対話」が「対話と協働」に変えましたけども、これも基本的に変えておりません。総合政策指針の中にもここを強く盛り込んでおるわけでございます。

お話もいただきましたけれども、1期目の市政は、こうした今、ご説明いただいたような方向性の中で取り組んできたわけでありましたが、2期目においては、足らざる分野にさらに手を広げると、深さを追求すると、そして政策のレベルアップを図っていくということをやっていききたいということでございます。

その一つが弱い立場の方々の支援ということございまして、高齢者、医療、介護、障がい、生活困窮の方々の支援。いろいろなところへ手を広げてまいりましたが、これを深掘りしていくということに加えて、決して十分ではなかったなと思っている暮らしの質の充実、とくに生涯学習とか健康づくり、スポーツ、文化・芸術、そうしたですね、質の向上、豊かさを感じられるというようなところの強化を今回打ち出しておるわけでございます。そうした中で、2期目に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

都竹カラーについてのお尋ねがございました。このカラーを自分で申し上げるというのは非常に実は難しいわけでございます。本来、私以外の方々が、私を評するときに考えられることではないかと思うわけでありましてけれども、あえて申し上げれば、小さなきっかけを大きな政策に仕立てていくというスタイルは都竹カラーなのかもしれないと、いろいろな方々からご指摘をいただく中で思います。

例えば楽天との連携というのを手がけてやってきておるわけでありましたが、最初、ご記憶かもしれませんが、飛騨市ファンクラブの会員カードに楽天E d yを導入するというのが事業の当初でありました。

しかし、このファンクラブの数が予想をはるかに超えてものすごく増えて、今4,200人ということでありますけれども、このプロセスの中で飛騨市のコアなファンが4,200人の中にいるという発見に繋がって、それがですね、関係人口の取り組みに発展し、それが地域課題と結びついて、未来のコミュニティ研究室、また今おこめ部など3つのプロジェクトというかたちで繋がっておりまして、これは全く、当初想定していなくて、今発展したしてきたかたちであります。

また、楽天との連携の中で、真剣な話し合いを深めてきた結果、楽天の幹部の皆さん、常務さんのほうから、楽天としての地方創生への直接関与という舞台として、飛騨市でまず社員を派遣したいというお話があり、それが結果的にさらに発展して、ふるさと納税と楽天の持つECスキルが結びついて、商品の掘り起こし、ブラッシュアップ、ネットショップの出店と広がり、そしてまた、ふるさと納税そのものが約11億円という数字を出してきたということでございます。

こうした小さなきっかけが非常に大きく広がっていったという例は、実はほかにもたくさんございますが、こうしたスタイルを、私、最近ですね、「わらしべ長者モデル」と、このように言うておきまして、わらしべ長者というのは、転んで藁を掴んで、それをいろんな交換をしていくうちにですね、最後に長者になっていく話であります、別に物理的に長者になるという話ではないんですけれども、小さなきっかけを、いろんな発展をさせていく中で大きくしていくという。これがですね、1つのモデルになっているのではないかなと思います。

ただ、それは小さなきっかけで、現場で聞いた市民の皆さん方の願いとか課題とか疑問とか、それについて考えている間に新しいものがピタピタとくっついてくる。考え続けている間にくっついてくる。それをいろんなものと組み合わせたり、時にはわけたり、そうすると思わぬ政策になっていくということでありまして、考えに考え抜いているといろんなものが磁石のようにくっついてくるんだ。それが1つのかたちをつくっていくんだ。これは、私、若いころに長くお仕えした梶原前知事から学んだことでありますけれども、こうしたことがひょっとしたら都竹カラーなのかもしれないなというようなことを思います。

2期目におきまして、こうした今までの姿勢を堅持しつつですね、いろんなチャンスをつかみ、考え続ける中で、飛騨市のチャンス、可能性というものを広げていきたい、伸ばしていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（前川文博）

4年前を深く掘り起こしまして、私もつくりながらですね、たしかにこの言われたことを一つ一つ進んでいるなということを確認しながら、この質問のほうをつくらさせていただきました。この1期目ですね、やられてきたことを堅持してまたチャンスを掴んでいくということでございますし、一番私もちょっと聞いていて心配していた部分が市長が最初から障害者福祉ということで、福祉の面を重点にやられてたんですけども、やっぱりその経済的な部分とかさっきの豊かさという部分がちょっと足らなかったということでそちらに力を入れていくという今そういうのがありましたので、そういったことですね、経済的な部分とか芸術とか健康とかそういった文化ですね、そういったものも入れていただいて、たしかにほかへ行くと、飛騨市でこの障がい者福祉をやっているという話をすると、県でもほかの市でも「それってすごいですよね」と。やっぱどこでも手をつけにくい部分、やりにくい部分がこの飛騨市で進んでいるというのは、かなり皆さんびつくりされて、いいですねという話もありますが、どちらかというと、そちらがよく見えるほうでしたので、もう少し全般的に経済的なほうをやっていただければ私はいいのかなというふうに思っております。

それでですね、令和2年度の予算、市長の思いが詰まって2期目に向かったのまた一歩という話で今さっきいろんな皆さんの質問の中での政策というのものもあるんですけども、

これを編成していくには、当然各部担当課から予算が上がってきて、それをですね、総務部財政課のほうで取りまとめてということで、ここにも財政課長おみえで、そこで頭を悩ませて、どうやって市長の思いを予算にぶつけていくのかなということで、かなり苦労してやられたのではないかなというふうに思っております。今基金のほうもですね、60億とかありまして、当然そういったものも運用して運用益を出していくというのもこの予算の中の収入の一つになっていってそれは予算編成に結びついていくというふうなんですけれども、まあなかなかこの本会議場で一般質問もしていてもですね、なかなか答弁の機会がない方がおみえでして、この基金の運用とかですね、そういったことについては会計管理者のほうでですね、都竹市政のこういう予算をバックアップするという思いで、どのような基金の運用して、また令和2年の予算のほうとか考えられたのか、そのへんを聞かせいただければと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□会計管理者（十松昭英）

ご質問ありがとうございます。

予算に対しまして、会計事務局では、積立基金約147億円を運用しているわけなんですけれども、これらを安全性そして流動性を担保する中で、いかに運用益をあげていくかということが予算に貢献できる役割だとそんなふうに思っております。しかしながら、皆さんご存じのように金融市場は、平成28年のマイナス金利政策が今も続いておりまして、非常に定期預金等の利息も年々下がってきております。

それでその改善策として、昨年度から債券運用も始めております。だいぶ改善されたんですけれども、この債券市場もですね、非常に低いレベルを経過しておりまして、今年少し改善するのかなと思っておったんですけれども、ご存じようにコロナの影響で株式市場ほどではないんですけれども、非常に低金利の状態が令和2年度も続くという中で、非常に厳しい運用が知られるというふうに予測しております。しかしながら、そういった金利の動向を注視する中で、そういった債券を購入するタイミングというのは必ずあるわけですので、そういった気負いせずにですね、有利な運用に努めていきたいとそんなふうに考えております。

○9番（前川文博）

突然振りまして、回答いただきましてありがとうございました。なかなか私、「ありがとうございました」と言わないようにしておりますが、本来でしたら演壇出てきてもらって喋ってもらいたかったのですが、そこまで準備できませんでしたので、最後に発言していただきましてありがとうございました。

それでは、2点目のほうへ移らせていただきます。割石温泉の利活用ということで質問させていただきます。老人福祉法に基づき設置された老人福祉センター割石温泉です。高齢者の健康増進のための施設であり、開館から40年が過ぎ、トイレをはじめ施設の老

朽化が著しくなっております。以前に一般質問で割石温泉にサウナを設置できないかという質問いたしました。そのときには、神岡のMプラザにあるため、設置する必要がないような旨の回答がございました。割石温泉は、泉質がいいことは有名で県外の利用者も多くおります。もちろん市内の利用者も多い状況です。老人福祉センターとの名前がありますので、高齢者の憩いの場の提供に力が入れられないかと考えておりました。温泉の近隣にある田畑を利用し、グランドゴルフなどの場所を整備するとか、さらにはそういった整備をするのであれば宮川～神岡間にですね、トンネルを開通させることで市内4町の高齢者が集いやすい場所になるのではないかとそういったことができるのが理想ではないかと思っております。神岡～宮川間のトンネルは災害時における交通の確保にもなりますし、このトンネルの件は、今回割石温泉のことで質問しておりますので、また改めて基盤整備部長にどこかで質問をさせていただきたいと思いますが、今回の予算で割石温泉を活用した共生型福祉拠点整備の検討があります。

そこで質問させていただきます。1点目です。市民の交流の場所共生型の福祉拠点とはということです。単純に老朽化した施設をリニューアルするのではなく、温泉を核とし、ほかの機能も拡充し、子どもからお年寄りまでの多世代が交流できる共生型の福祉拠点として整備や幅広い活用を模索するとあります。私が子どものころは、家の前の道路でも遊べ、近くの公園やグラウンドが使える、神社の境内など遊び場が多くありました。現在は、道路では遊べず、公園も少なくなり、ボール遊びできる場所も限られてきております。

しかしそれよりも子どもは屋内でゲームが主流になってしまい、外で遊ぶことが減ったのが一番の原因でもあります。子どもからお年寄りまでとありますが、全世代が利用しやすい整備についてどのような考えを持って検討するのかお伺いいたします。

2点目です。市内の入浴施設の今後についてということで質問します。先ほども若干この件に触れられましたが、詳細は聞いておりませんので質問させていただきます。割石温泉以外にも市内には4カ所の入浴施設があります。老人福祉法で建設されたものとそれ以外の施設は県設置の目的は違いますが、入浴施設全般に関して今後の方向性はどのように考えているのかお伺いをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

割石温泉の件でございます。2点お話がございました。

割石温泉ですが、老人福祉センターとして設置して、開館以来40年ということでございまして老朽化も進んでおります。毎年小さい修繕とか設備修繕を繰り返しておるのですが、年々利用者数が減っていると。しかも利用者の少ない貸し部屋が奥にありましてですね、利用されていない元食堂のスペースなどもあるということで、これをどうしたら使えるのだろうという利活用について、非常に頭を悩ませてきているところでございます。

ただ、他方で神岡町の高齢者の皆さん、本当に日常的に使っておられまして、根強い人気がございます。行っておりますとおばちゃんたちが集まっておられて、日々銭湯のようなかたちでそこでこう集まって楽しむというような使い方をされておられて、これは大事な施設だなあといつも思うわけでありまして。そうしたことを考えてみますと、介護予防で考えると、これは非常に実は良い役割を果たしているのではないかと。家に閉じこもらない。外に出てきて喋る。それで生活も活性化するし、体も動かすことにつながるという意味で、非常にこれは大事なきっかけをつくってくれているんじゃないかなというようなことも思うわけでありまして、そうするとこれはもう少し前向きに古くなったからどうしようということではなくて、そこの部分をのばすことができるんじゃないかと考えてきたわけでありまして。で、加えて最近の動向を見てみますと、利用者数は下がっておりますが、おもしろいことに子どもの数が横ばいから少し上向きなんですね。というのを数字をこしの秋の政策協議の中で見まして、子どもが増えていると今どきですね、そういったことがあるのかと若干驚いたわけでありまして。その中で高齢者にとっても非常に大きな役割がある。子どももある程度少子化が進む中で、増えてきているということであれば、子どもが使う場所として考えられるのではないかと、ということをその時に考え始めたわけでありまして。おりしもですね、「暮らしの質の充実」という中にも掲げておりますが、飛騨市内に子どもの遊ぶ場所が少ないというご指摘を親さんたちから非常にたくさんいただいております。とくに冬、雪の降っている寒いときというのは遊ぶところが全くない。で、富山とかのショッピングセンターへ連れて行くとか、高山のショッピングセンターなんかで遊ばせるなんてことがあるということで、そうした場所が欲しいというニーズが根強くあるわけでありまして。とするなら、それをですね、全部掛け合わせて、割石温泉の中で実現してみようというのができるのではないかと考えてきたわけでありまして。したがって、冬場の高齢者の屋内活動の場という件と子どもも遊べて多世代がともに過ごせる場、そして冬場の弱みを補完する。また高齢者の閉じこもり予防、介護予防もやっていく。そんなことができるんじゃないかなと思うのが、今回の割石温泉利活用の基本的なやってみようという掲げたコンセプトです。したがって今、市民の皆さんが持っていられる今申し上げた課題を、割石温泉を舞台にしてやろうとするとどんなことが考えられるかというようなことを市民有識者を交えて、今年大いに議論していきたいということでございます。

2点目の市内の入浴施設の今後ともそれに関わるのですが、市内、流葉温泉Mプラザ・すば一ふる・ゆうわ〜くはうす・おんり〜湯と4つあるわけでありまして、これも設置目的、運営者の違いがありますがどれも入浴施設としては同様な形態でありまして、もし割石温泉の活用というのがうまいかたちでいけば、ひょっとしたら将来これを横展開できるかもしれない。つまりすば一ふるとかゆうわ〜くはうすとかおんり〜湯とかMプラザを同じような施設にしていけるかもしれない。そんな思いを持っているのでございまして、いっぺんに全部つてわけにはいきませんし、お金もないということもございまして、

まずは割石温泉でモデルをつくってみると。そんなことからスタートしてみたいと思っております。なんとかそうしたかたちのなかでですね、有効に良い施設に転換していくということにやっていきたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（前川文博）

2点、回答いただきました。割石温泉、奥の建物でしたかね、2階建てに食堂が昔あって私も子どものころには朝、親に連れられて行って、上の貸し部屋で家族でいて、風呂に何回か入ってご飯を食べて帰ってくるということをしておりましたが、もうあそこ、かなりの年数使っていない状況で、どういうふうになっているのかなというのがありますが、その建物自体は今回はとくに冬場の利用でということであれば、当然中を今後ですね、議論していくという部分でしたが、あの建物はそのまま生かして、食堂とかですね、そういったものを復活させて、一日おれるような施設を目指していきたいという方向でしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これから議論していきたいというふうに思いますけれども、まあそうなれば理想だなという思いはあります。ただ、お金もあまりかけたくないっていうか、かけるお金もないということもありますので、民間の力をどう活用するのかというのも1つあるのかなと思っております、建物をある程度その例えば貸して改修してもらうとかですね、改修して自分で運営してもらうというようなこともあるかもしれませんし、あのこうだと決め打たずにですね、市が全部やってというふうに決め打つんじゃなくて、あの建物そのものは生かしながら、それをどうやって有効に活用していくかという観点の中でいろんな選択肢を考えてみたいとそうように思います。

○9番（前川文博）

ぜひいろんな選択肢を持って考えていただきたいんですが、先ほど私も質問の中で言いましたが、以前サウナのことを聞いております。そのへんは、いれようというお考えがあるのか、もうサウナはいれないよということなのか、そのへんありましたらお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

サウナ云々でまだ考えているわけでもないんですが、議論の中でそうしたご意見があるかもしれません。費用のこともありましようし、まずは多世代、先ほど申し上げました高齢者と子どものニーズを満たすというところから順次考えていってですね、その中で議論が出てくるかどうかということかなと思っておりますので、サウナが欲し

いというニーズに即応えられるかどうかというのは今後の議論次第ということかなと思っております。

○9番（前川文博）

また議論して考えていただきたいと思います。ほかの入浴施設もどうなるんだと皆が心配するところもあったんですけども、今の話であれば、割石の様子をみて、ほかの入浴施設も同様に維持していきたいという、今市長の思いを確認しましたので、できるということであればですね、これについては、これ以上深掘りはしないようにしておきます。

それでは次3点目に入ります。あと13分ありますので、長めにやりたいと思います。それでは、3点目、飛騨市公共交通についてということでお伺いいたします。予算説明の中にですね、新公共交通網計画の策定とあります。今回濃飛バスが、今時刻表も新聞折り込みで入ってきましたが、古川21時15分発神岡行きがですね、4月1日から30分早くなり、20時45分古川発となります。これ神岡は、21時30分ということで、たぶんバスの運転士の方の後の勤務をして深夜帯にかからない時間の運行での一番遅い時間かなというふうに思っております。この路線は古川と神岡の地域間を結ぶ重要な路線であり、これの縮小というふうに思っております。

このバスですね、私何度も昔から一般質問を行いまして、やっと実現した9時の運行の時間のバスでありました。そこの思い入れもあり、今の最終バスの運行時間が30分繰り上げになるというのは非常に残念な思いであります。バスの運転士不足は重要な課題であり、乗車人数が少ないとか市の職員しか利用していないというような話もありましたが、前回12月も高校生をはじめ一定数の利用があるというのは事実であり、私も乗ったときに高校生が部活の帰りとかですね、高山での授業の帰りに乗っているというのも見受けております。

しかしですね、神岡～古川間は運行費の補助がある民間バス路線でありますから市がどうこうと言える部分ではありませんが、人手不足により最終運行時間の繰り上げということが始まるのであれば、やっぱりしっかりとした代替りの手段を考えていくもう時期にきているというふうに思います。この点につきましては12月の議会で再質問の折でさせていただいた話題になりますが、今後の公共交通対策に向けて再度質問させていただきます。

1点目は、新公共交通網に向け、10月からの運行体制はどうなるのかということです。新公共交通網策定とありますが、どこの路線をどのように変えていく予定なのでしょう。10月からの変更であれば、現時点である程度の計画があると予想されますが、どのような計画をしているのでしょうか。

2点目です。普通二種免許取得に補助制度をつくれないうことです。人手不足から今、会社員も副業や兼業が認められつつあります。そうなれば普通二種免許があれば空き時間にタクシーの運転ができるという話も出てまいりました。

今、代行運転も二種免許が必要となっており、こちらのほうも可能となってまいります。

大型二種免許であれば、バスも運転できるようになります。しかしバスについては、大型二種免許を持ってるから空いてる時間にバス運転しますよというのは非常に現実的ではない話とはなると思いますけれども。いずれにしても人手不足の解消にですね、空き時間の有効活用が今必要になっていくというふうに考えてみえる方は多いと思います。そこで、二種免許の取得ということで見てみますと、時間と金銭面の負担が非常に大きいです。普通二種免許を取得するには、普通免許所持者で教習時間が40時間、費用が約25万円。大型二種をとるには、大型免許を持っていて教習時間が37時間で32万円。同じく大型二種を普通免許からとろうとすると教習時間が53時間、約49万円となります。これを自分でとってやろうかなというのはかなりの時間と金銭面で二の足を踏む、とりに行けないということもあります。以前タクシー会社ではですね、タクシー会社で費用のほうを面倒をみてほしいという話もありましたが、やっぱりこの通う時間、仕事があつてその時間に通うというのがやっぱり無理だということで、なかなか制度をつくっても、応募してくる人はいなかったという話も聞いております。でももうこれ以上人手不足で運転手が不足ということであればそうも言うておれず、この際ですね飛騨市独自でですね、補助制度をつくって運転要員を確保していくということも必要な時代になってきたのではないかなと思いますが、この点についてどのように考えてみるのかお伺いいたします。

3点目です。相乗り交通事業についての考えはということでお伺いいたします。北海道の天塩町。ここは、最北端稚内市から70キロ南下した町であります。昨年、産業委員会では、飛騨市との姉妹森の中川町へ行かれていますと思いますが、その中川町から北へ1時間ほど行ったところがこの天塩町の場所となります。この天塩町は、病院は稚内市まで行くことが多く、公共交通だけで行くと、片道3時間かかるところです。公共交通で日帰りで行こうとすると、行きは朝が天塩町が9時12分に発車して乗り換えて稚内が12時7分に着くと。帰りはどうしようかという稚内が13時1分発の特急で、天塩町が午後3時37分ということで、稚内市には日帰りで行くと、1時間しか滞在できないということになります。運賃は往復で5,210円。病院に行くのに一泊二日の仕事となる地域であります。この天塩町の方が病院や買い物で稚内に行くというのは、神岡や宮川の北部の方が富山へ買い物に行く、病院に行くというようなことと同じではないかと思っております。そこで天塩町では公共交通が弱いということで、相乗り公共交通事業が始まりました。これは自家用車の空き席を有効活用して利用者はガソリン代などの実費分を割り勘で払い利用するという事業です。これは現在インターネットサイトで募集もかけられており、合法として運営されております。私昨年5月に政務活動で調査に行つて、この話を聞いてまいりました。その後ですね11月には岐阜県議会も10名ほどの議員の方が視察をされて、調査をされた事例であります。現在も各地から問い合わせや視察が相次いでであると聞いております。お手元に資料として、6枚の新聞記事を時系列で並べまして、つけておりますが、これは私ももらった記事としては、50万枚以上、全国紙から地方紙まで幅広

く取り上げてもらっているものをもらっております。一番後ろのページを見ていただきますと、これ本当に最近の記事で、令和2年2月7日のこれは地元の新聞記事なんですけれども、この相乗り公共交通事業についてアンケートが載っておりまして、80パーセントの方が、この事業の継続を希望しているということが出ております。

また話は変わりますが、最近熊本市では、熊本市内に5社あるバス会社を共同経営をしようということを熊本市長が今検討しているという発表もありました。ここを熊本市は、年間でバスの総額90億円のバス運行費がかかっており、そのうち約30億円程度を補助しているというものです。5社あるバス会社がそれぞれ運行しているんですが、経営がきびしいので、一緒にしよう。今後規制緩和が進む中で運賃のプール制や配分制などを含め、公共交通の維持に取り組むということで、入ってきた運賃を全部市で管理して、それを5社に配分しようというような流れをやらないと、この熊本市ですら、バスの運行がもう大変な状態になっていると。公共交通が維持できないというふうになってきております。そこでですね、飛騨市も、地方の足をしっかりと確保して市民に伝えていく必要があると思います。相乗り交通事業など新しいタイプの移動手段の確保にどのように考えているのか伺いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

答弁の前に、令和元年12月議会において、令和2年4月からの濃飛バス路線の変更について報告いたしました。その後変更内容が見直されたことから、この場で報告させていただきます。高山古川線につきましては、当初の予定どおり上り下りとも3便の減便となりますが、運行間隔については1時間以内となるよう調整がなされました。神岡古川線については、当初21時15分古川発22時神岡着の便が廃止となる予定でしたが、先ほど議員ご紹介のとおり、20時45分古川発、21時30分神岡着の便として残ることとなりました。奥飛騨富山線につきましては、富山から平湯温泉間の直行便は予定どおりの減便となり1日2往復となりました。一方で、神岡ー平湯温泉間の運行は、当初の廃止予定よりも午後に往復1便が残ることとなりました。

次にご質問にお答えいたします。新公共交通網にむけ10月からの運行体制はどうなるのかにつきましてお答えいたします。

基本方針としては、現状の飛騨市地域公共交通網形成計画の方針を踏襲し、1点目としては、地域住民の生活の基盤として最低限の移動を確保すること。2点目として、外出機会の創出により市民の健康維持へ寄与すること。3点目として、観光客等市外からの来訪者も利用できる公共交通とすることを柱に運行体制を維持します。

路線ごとの詳細な見直しについては現在検討中ですが、現在市営バスとして運行している11路線については継続して運行する予定です。見直し内容については、極端に利用

の少ない便は削り、病院まで直接行ける運行を導入するなど、より効率性と利便性が高まる見直しとなるよう検討しているところです。

また、事業者が運行している高山神岡線、神岡猪谷線、吉田線についても赤字補てんまたはその他の方法により運行が継続されるよう努めます。

次に二種免許取得に補助制度をつくれなにかについてお答えします。市が行っている自家用有償運送については、二種免許を必要とせず運行できることから、畦畑線、月ヶ瀬線などの市営路線バスについても1種免許の方を雇用し運行いただいている状況にあります。

一方、運行事業者に委託して運行していただいている柏原線、神岡東部線、山之村線については、事業者路線であることから二種免許が必要であります。また、タクシー事業についても二種免許が必要であり、バス・タクシーにおけるドライバーの確保については、各事業者が大変苦勞されていると伺っております。

公共交通を取り巻く環境としては、全国的にも運転手不足という状況であり、人口減少が進む飛騨地域、または飛騨市での路線バスの維持においても近い将来、より深刻になり得る大きな問題だと認識しております。

議員ご指摘のとおり、2種免許取得に関し、補助を導入している他市の状況としては、補助制度はあるものの応募が無い。また運転士になってもすぐに辞めてしまうなどの事例もありますが、運転手不足解消には一定の効果があるものと考えますので、市内事業者への就職を条件とするなど制度設計を進め、令和3年度に向けて導入を検討してまいります。

次に相乗り交通事業についての考えについてお答えします。公共交通を考えるにあたっては、市民や来訪者の移動ニーズにいかに応え、便利な移動手段を提供できるか。限られたヒト・モノ・カネを用いていかに効率的な運行体系とするか。また、地域の交通事業者に影響を及ぼさず、本来の営業をいかに継続いただけるか。これらを検討し、バランスを保ちつつ、市民に喜んでいただける公共交通であることが重要だと考えます。

飛騨市では平成27年10月にそれまでの公共交通を大きく再編し、網の目状の公共交通網として最低限の市民の移動の確保に努めてまいりました。現行の公共交通体系となってから、令和元年9月で4年が経過しましたが、地域に定着し利用者が増加している路線がある一方で、利用者が増えず、年々減少している路線もあります。飛騨市営バスの場合、多くが一般的な路線バス形式であり、そもそも自宅からバス停まで行くことが難しい方や、バス停に着いてもそこでバスが来るまで待たなければならないということがあり、それらのこともバス利用が増えない一因と考えられます。

一方で、通学時間帯など複数の人が同じ方向に向かう場合には、路線バスのほうが効率的であり、市営バスにおいても一定の利用があります。しかし、日中の通院・買い物など個人個人で移動ニーズが異なる場合、とくに人口規模の小さい地域では、路線バスでは非効率であり、移動ニーズに応えられない部分があります。

このため、これまでダイヤや路線の検討、デマンド方式の導入など、市民に喜ばれる公共交通となるよう試行錯誤を重ねてまいりましたが、その実現には苦慮しているところです。

一方、令和２年１０月には、地域公共交通活性化再生法が改正され、規制緩和や新たな支援策が実施される見込みであり、同時期に現在の公共交通網を見直す予定としております。

その中では、これまで４年間の運行の中で見えてきた移動ニーズや地域特性を踏まえ、現行路線を見直すことに加え、法改正により可能となる新たな公共交通にも試験的に取り組んでまいりたいと思います。

議員ご提案の相乗り交通事業については、「誰かがどこかに向かう際、需要がマッチすればほかの人と一緒に乗せていく。運賃はとらず実費として燃料代相当をもらう」というものであり、地域内の移動資源を有効活用できる一つの方法であると考えます。

他方で、市といたしましては、法改正による市民ドライバーの活用を取り入れられるよう検討しているところです。具体的には、運行事業者が市民をドライバーとして雇用し事業展開できるというものですが、これは、今一番の課題であるドライバー不足を解消する一つの方法であり、同時に地域の公共交通を地域住民が守っていくことにもつながります。

車両についても、すでに秋田県横手市で導入されている一般的な乗用車サイズのミニバンを用いることで、誰もが比較的運転しやすく運行することができることから、飛騨市での導入に向けて研究を進めています。また、市民ドライバーへの賃金についても、ボランティアということではなく、労働に対する対価として一般的な賃金を想定しています。現状で試算したところでは、通常の賃金を支払うとしても、現行の路線運行経費より低い経費により運行が可能であると見込んでおります。

この制度を有効活用して現状の公共交通に影響を及ぼさない状況を確認しながら、市民ドライバーによる運行の本格導入の道を探っていきたいと考えております。

今後、路線バスでは非効率となる地域や事業者路線が縮小されるなど、状況に応じてさまざまな運行形態を活用しなければならないことが想定されます。法改正が予定されていることから、新しい制度、新たな移動手段について研究、検討を重ね、公共交通のバランスを考慮しつつ市民の足が確保できるよう努めてまいりたいと思います。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○９番（前川文博）

ありがとうございました。今回素直にありがとうございましたのであれなんですが、二種免許のほうですね、来年からの導入を目指してということですので、久々にストレートにいい返事かなと思ひまして、あの素直に出ました。本当にありがとうございました。またこれはぼしゃることのないように検討していただきたいなと思います。

それから１０月からの運行体制、現状を踏襲してということで、維持していくという

ことですので、利用者の面からすると不便になるということはないのかなということで、今聞いた段階では安心をしておるところです。

それから3点目の私の言いました「相乗り公共交通」のですね、市民規制緩和を踏まえた見直しというところでの市民ドライバーを活用ということで、これ一種免許で運転できるということであれば、空いているからちょっと今日夜運転しようかなとかってことも出てくれば、本当に人手不足の緩和にはすぐ使えるものではないかなと思っております。ボランティアでもなく労働者としての対価も払うということですので、当然そうなればね、保険とかもかけていくということになると思います。

やっぱり先ほどの相乗りの中で既存の事業者が大切だという話、もっともなんです。私もそれ昨年言って、本来なら昨年6月にこれ一般質問する予定だったんですけど、その運行事業者のところでも聞いたときにですね、神岡～富山間でも病院行くのにタクシーで行く人、片道1万5,000円、1万8,000円払っていく人が月に何人かみえるというのが、やっぱそれがタクシー会社の重要な収入源でもあるというのも聞いております。やっぱりそれがこういう相乗りで、じゃあ片道500円で行きますよ、1,000円で行きますよとなるとその方が乗らなくなるとこのタクシー会社の経営ができなくなるということで、そういう話も聞いておまして、この件については質問しなかったんですが、昨年12月はバスの減便という話があったので、追加で出させていただきました。

この資料のほうで私つけておりますけれども、これの2ページには中段にちょっと大きめの字で「タクシー業界は警戒」ということですね。その次3ページ目のほうになると、この3ページは日経ですかね。さっきの2ページ目のは東京新聞で、3ページ目のほうは日経新聞の全国版で、「タクシーと協調模索」というようなことで、だんだんだんだんタクシー業界とかも調整ができてきているという話も聞いています。

これ5ページ目を見ると、中頓別という話で出ているんですね。私ちょっとこのまちの話だったかどうか、ちょっと記憶が薄れているんですけども、この天塩町で話をしたときにうちの近辺で、今この相乗りをやろうとしたら、非常に苦情の電話がきたということで、今またタクシー業界なんですけども、地元のタクシー会社さんは「うちにはもうタクシーが2台、3台しかないからもう手が回らないのでいいです」って話をされたんですけども、北海道以外のタクシー会社の組合の方とかからバンバン電話がきたと。その対応が大変だったということで、地元は良くて、ほかの全国的な組織のほうからこういった話もくるということも聞いておりますので、そのへんもですね、地元もしっかり話をさせていただいて、当然そこで加入している組合なり上部組織もありますので、そういったところもきちんと折り合いをつけていただきたいと思います。

それからですね、今日18日ですよ、今日の夜だったと思うんですけども、18時から19時から今神岡町に東京から見え方で飛騨市の公共交通の乗り換えサイトってのを今つくってですね、その説明をFacebook、たしか今のズームとか何かありますが、それであるということでたしか情報が入ってきておりますので、時間があれば見てい

ただきたいと思います。

これで終わります。

〔９番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で９番、前川議員の一般質問を終わります。

これで質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただいま議題となっております、議案第７号、飛騨市監査委員条例の一部を改正する条例についてから議案第４２号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの３６案件及び議案第５７号、飛騨市犯罪被害者等支援条例についての１案件、合計３７案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、各委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第４３号、令和２年度飛騨市一般会計予算から議案第５６号、令和２年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの１４案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第４３号から議案第５６号までの１４案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。３月１９日から３月２６日までの８日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、３月１９日から３月２６日までの８日間は、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は３月２７日午前１０時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。おつかれさまでした。

（ 散会 午後４時４５分 ）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（１１番）

籠山恵美子

飛騨市議会議員（１２番）

高原邦子